

関西学院大学図書館報 『時計台』 No.86

巻頭言 大学図書館と私 大学図書館長 田和 正孝 …… 1

第23回 大学図書館学術資料講演会要旨

自由の憲章 マグナ・カルタの800年

—法律文献の歴史を通して見る立憲主義の歴史—

法学部教授 深尾 裕造 …… 2

『イリュストラシオン』—19世紀の挿絵入り新聞

『イリュストラシオン』 図版解説

文学部教授 久保 昭博 …… 18

私の電子情報活用事例 (vol.5)

ネット時代のデータベース —書誌情報からフルテキストへ—

教育学部教授 芝田 正夫 …… 24

大学図書館の新しい取り組み

ディスカバリー・サービス KWEST導入

大学図書館利用サービス課 …… 25

第16回 J.C.C.Newton賞

…………… 26

香港の大学図書館の動向

大学図書館利用サービス課総合主管 魚住 英子 …… 28

図書館こぼれ話 (11)

運営課からみる大学図書館

大学図書館運営課業務主担当 木瀬 洋美 …… 34

専門知識を活かした職員の館外活動

大学図書館長 田和 正孝 …… 36

(表紙 題字：山崎掃雪)

巻 頭 言

大学図書館と私

この冬、大学図書館について様々に思いをめぐらせた。長年にわたって、まるで所与のものであるかのような図書館を私自身はどのようにとらえ、利用してきたのであろうか。

研究を進めるにあたって、参考とすべき文献を探しに書庫へ入ることは基本中の基本と考えてきた。近年では電子ジャーナルの充実にもなって研究室から多くの文献を検索でき、コピーも簡単に手に入るようになった。反面、膨大な図書資料やジャーナル論文を前にして、十分には渉獵してこなかった自分を情けなく思ってきた。自らの不勉強を棚に上げ、「俺はフィールド屋だ」という身勝手な理由をつけてきたのも事実である。卒論作成中の学生を書物を前にして指導したり、グループ閲覧室でゼミの研究会を催したりしたこともあったが、それらも一過性のものにすぎなかった。図書館と自身との関係性を考えると、決して自慢できるようなものではなく、はなはだ心もとない。

最近になってようやく教育・研究と図書館を結ぶことができるようになってきたと感じる。それは本館が所蔵する『兵庫県漁具図解』との出会いからである。1897（明治30）年刊行のこの貴重な資料はデジタルライブラリのひとつとして公開されている。ここ3年、資料研究系・実習系科目で図書館に足を運び、実物を学生に示している。折れ本のめくり方、メモを取る際には鉛筆以外の使用禁止など文書を扱う基礎を学び、百数十年前の「海の世界」へと誘う授業は、学生に好評であると自負できるようにもなった。何よりも、多くの初学者がフレッシュな目で発見したコメントは、私自身の図解研究の幅を広げる。さらに県内の漁業者・漁業関係者との交流のなかで、彼らを本学図書館に迎え、図解をご覧いただく機会も重ねてきた。祖父から習った技術と同じだ、今の漁法と何ら変わらないなど、現場からの貴重な意見は、新たな研究方法を視野に入れるべきことを教えてくれる。

さて、今春から大学図書館長の任に就くことになった。膨らむ図書費への対応、電子化の推進、西宮上ヶ原・神戸三田・西宮聖和キャンパス各図書館での情報の共有、アクティブ・ラーニングやハンズオン・ラーニングとのコラボレーションなど、図書館がかかえるいくつもの課題を前にして身の引き締まる思いである。

教職員の皆様、学生諸君をはじめ多くの方々からご意見をいただき、館員とともに考え、大学における学術の中心である図書館をより良きものにしていきたいと強く願っている。皆様のご支援をよろしくお願いしたい。

大学図書館長 田和 正孝

第23回(2015年度)学術資料講演会要旨

自由の憲章 マグナ・カルタの800年
— 法律文献の歴史を通して見る立憲主義の歴史 —



法学部教授 深尾 裕造

今年、2015年は、明治以降我が国に大きな影響を与えてきたマグナ・カルタが1215年ウインザー城とステインの間、テムズ河畔のランミードの野で発給されて800周年の年になります。関西学院大学は、北原白秋作詞の校歌「空の翼」にあるように「輝く自由」をその伝統として根付かせてきましたが、「自由の憲章」=マグナ・カルタの800周年の記念の年に、旧蔵のマグナ・カルタ関係図書に加え、新たにマグナ・カルタ関連書籍コレクションを蒐集することによって、イギリス立憲主義の歴史を系統的に理解できるように工夫致しました。

特別閲覧室展示コーナーに、800周年を記念して制作された羊皮紙製のマグナ・カルタ・レプリカを展示しておりますが、イギリスで法律書出版が始まって以降のマグナ・カルタの歴史を、時代毎に出版された書籍を通して追って見ることに致しましょう。



Magna Carta, 15 June 1215 (Replica)
BL Cotton MS, Augustus II . 106

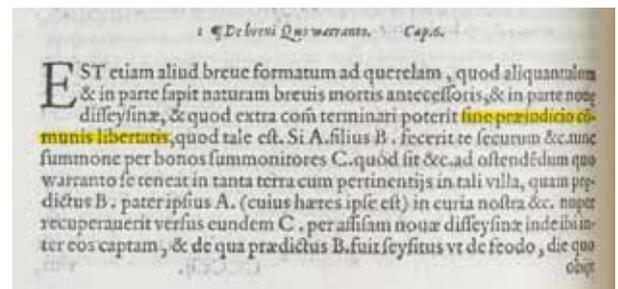
①ブラクトン『イングランドの法律と慣習』(1569年)

初版本

最初に御紹介したいのが、マグナ・カルタ発給直後の1230～1250年代に著わされ、通称『ブラクトン』と称されてきた法書です。13世紀前半のローマ・カノン法学の影響を色濃く受けた書物で、チューダ期における『ブラクトン』の出版、利用を通して、多くのローマ法格言がイングランドに移植されることにもなります。

また、いわゆる「マグナ・カルタの世紀」に著わされた書物ですから、マグナ・カルタ解釈のための最良の書として、クックのマグナ・カルタ解説にも頻繁に利用されます。

実際、相続料問題、当該州外でのアサイズ訴訟禁止、悪意訴追審査令状の無料発給、封土処分制限規定、下知令状による封主裁判権侵害禁止等、マグナ・カルタの条文への直接的言及が各所に見られます。地方封建領主の利害関心に相応する規定が多いのですが、他方、これらの規定が *Communis Libertas* として言及されているように、



Henrici de Bracton, *De Legibus & Consuetudinibus Angliae*

マグナ・カルタにより付与された自由が、当初より個別的な自由特権賦与の意味を超えて臣民に共通の「一般的自由権」として理解されていたこともうかがえます。近代憲法に引き継がれることになる39条(29章)は、ここでは注目を浴びていません。『ブラクトン』の「国王と雖も神と法の下にある」という言葉と共に、マグナ・カルタ39条(29章)の意義を復活させ近代へと引継いだのは、後に紹介するクックの業績の影響が大きいといえるでしょう。

法廷年報 (Year Books)

『ブラクトン』においても、既に *Narratores* と称される法廷弁護士が活躍し始めていたことが記されていますが、これらの法廷弁護士達が法廷で裁判官達と闘わした議論を開廷期毎に報告したものが次に紹介する『法廷年報』 = *Year Books* です。ロー・フレンチと称される法廷専門用語化したフランス語で対話風に報告された、現代の判例集の祖先の一つで、このように集積された法的議論の宝庫がコモン・ロー法学の発展の基礎となったのです。チューダ、スチュアート前期に印刷に付されたのはエドワード三世期以降の法廷年報のみですが、今回展示の法廷年報は、出版年は種々異なるものの、全てクックの時代に出版された貴重なものを揃えています。

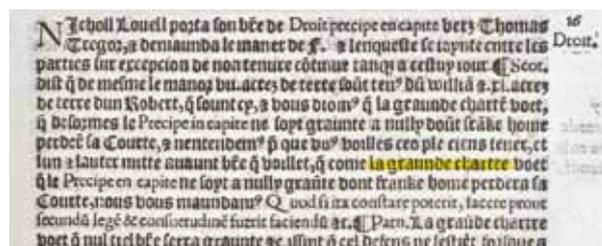
②『法廷年報 エドワード三世治世1~10年(1327-1337)』、『法廷年報 エドワード三世治世17~39年(1343-1366)』、『法廷年報 エドワード三世治世40~50年(1366-1377)』、『法廷年報 エドワード三世治世 地方巡回陪審事件(1327-1377)』、『法廷年報 ヘンリ四世(1399-1413)、ヘンリ五世(1413-1422)』、『法廷年報 ヘンリ六世治世1~20年(1422-1442)』、『法廷年報 ヘンリ六世治世21~39年(1442-1461)』、『法廷年報エドワード四世(1461-1483)』、『法廷年報 エド

ワード四世治世5年詳細法廷報告集(1465-1466)』、『法廷年報 エドワード五世(1483)、リチャード三世(1483-1485)、ヘンリ七世(1485-1509)、ヘンリ八世(1509-1547)』



Year Books (Edward III ~ Henry VIII)

サイトの法廷年報ホームページ (<http://www.bu.edu/law/seipp>) の検索システムにより多くのマグナ・カルタの引用例が発見されます。全て紹介するわけにもいきませんが、最も古い引用例、エドワード三世治世6年イースタ開廷期、訴訟番号16に引用された例では、**la grande chartre** として、24章の直属受封者下知令状規定が引用されています。中世のコモン・ロー法曹がマグナ・カルタの何処に注目していたかを知る上で興味深いものです。



De Termino Paschae Anno vi Edwardi III pl.16

チューダ期にマグナ・カルタは忘れ去られるというのは誤りで、むしろ、マグナ・カルタへの直接的言及は増えていきます。そうした印象が持たれてきたのは、後に重要な規定として注目され、西洋諸国の憲法に影響を及ぼし、我が国の憲法にも引き継がれることとなった1225年マグナ・カルタ29章のデュー・プロセス条項への言及がほと

んど見られないことと関連しているのかもしれませんが。この傾向は、先程の『ブラクトン』におけるマグナ・カルタへの言及の仕方とも共通点があります。その意味では、29章の意義を強調するクックの果たした役割が大きいのですが、他方、法廷年報の多くの議論が民訴裁判所での土地訴訟に関する法律問題の議論であって、刑事事件や人身の自由に関するマグナ・カルタ 29 章への言及が見られないのもそのせいであったのかもしれませんが。次に紹介する制定法令集からは、別の側面が明らかになってきます。

制定法令集

チューダ・スチュアート期から 18 世紀までの制定法令集及び制定法要録の中のマグナ・カルタを見ていきましょう。

③トットル版『マグナ・カルタ及び新・旧制定法令集』(1576年)

本書は本学所蔵の最も古い制定法令集ですが、御覧のように新書本のような携帯版です。法廷で利用するためにこのサイズが好まれたのかもしれませんが。最近ではデジタル化がすすんでいて、多くの古書をインターネット経由で調べることが出来ますが、実物で見ないとこのサイズの問題は実感しにくいものです。表題からもわかりますように、年代順の制定法令集ではマグナ・カルタがトップにきます。そのことから制定法の中でマグナ・カルタが占めた特殊な位置が分かるでしょう。

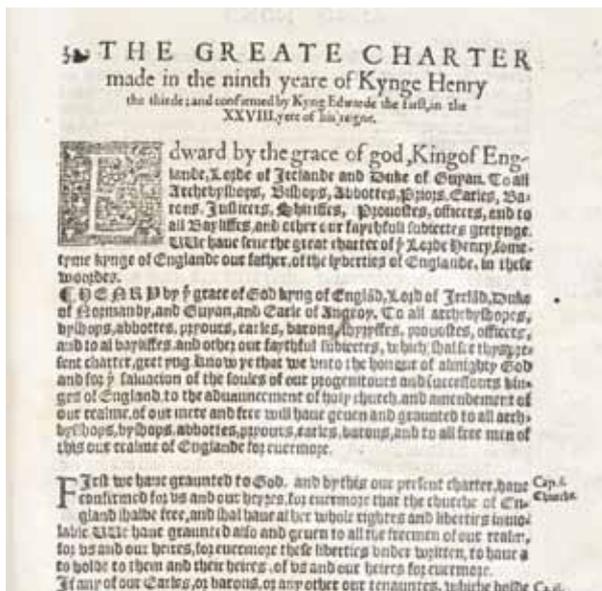
E の文字で始まるのは、印刷されたのがエドワード一世の検認済マグナ・カルタのラテン語版だからです。収録された制定法はマグナ・カルタからエリザベス治世 14 年の陪審員法までです。年代別目次の次に事項別索引が付されていて便利で、Accusation の項目がマグナ・カルタ 29 章を指していることから、当時の理解の仕方もわかります。



Magna Charta : cum statutis, tum antiquis, tum recentibus

④英語版『制定法令集』(1577年)

英訳版ヘンリ三世治世 9 年マグナ・カルタで本学所蔵の最も古い版です。エドワード一世治世 28 年 (1300 年) に検認されたとされているように、この期に普及していたのは 1297 年に検認され制定法録に登録されたマグナ・カルタではなく、1300 年に検認され同年の特権証書録に収録されたマグナ・カルタです。この時代には既にヘンリ七世治世までの制定法を英語で読むことができるようになっており、事項索引も極めて詳細となっていることが注目されます。マグナ・カルタ 29 章は free man という項目です。



The Statutes, made and established from the time of Kinge Henrye the thirde, vnto the firste yere of King Henry the viiii



A Kalender, or, Table, comprehending the effect of all the statutes

制定法要録

上記の年代別の制定法令集の最後にも事項別索引があり、便利であったのですが、法令そのものを事項別に要録した、ある種の制定法百科とでもいうべきものが編纂され出版されるようになります。

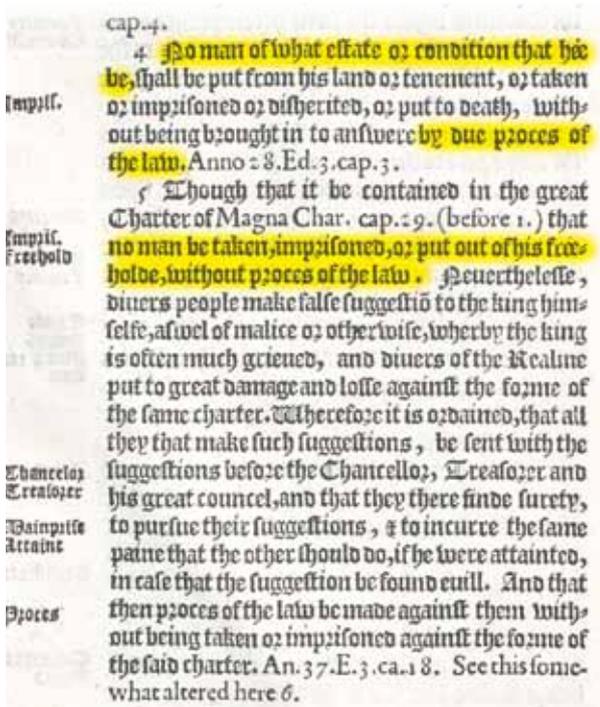
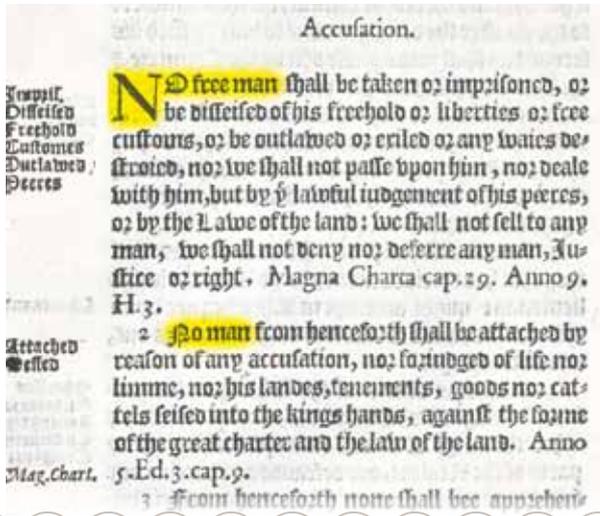
⑤ブルトン『年代順及び事項別制定法要録：マグナ・カルタからジェームズ治世3年』(1606年)

ジェームズ期の制定法要録で、前半部の年代順要録では、マグナ・カルタ 29 章は極めて簡潔に要録され、Justice に関わる項目とされると共に、エドワード三世期の関連法令が欄外注記されています。後半部の 105 頁から始まる abc 順の事項配列の Accusation の項目で、マグナ・カルタ 29 章のより詳細な要録が始まり、法の適正手続に関連してエドワード三世期の諸立法への言及もみられます。アシュリーが 1614 年に法曹院で行ったマグナ・カルタ制定法講義でもブルトンのこの項目が利用されています。

⑥『イングランド現行制定法要録：マグナ・カルタからジェームズ治世9年』(1611年)

トマス・モアの甥でもあるラステル裁判官の初期の英語版制定法要録(1533)を基礎に、治安判事関連の最近の立法からの要録を加え編纂し直したジェームズ一世治世初期の制定法要録です。本書では、事項索引はより詳細となっています。Accusation の項目には、ヘンリ三世治世 9 年マグナ・カルタ 29 章の「如何なる自由人も」とする規定が、「如何なる人も」(エドワード三世治世 5 年第 9 号法)と拡張され、さらに、「如何なる身分、状況にある人も・・・法の適正手続によって答弁のために出廷させられない限り・・・」(エドワード三世治世 28 年第 3 号法)とより明確にされ、最終的に「マグナ・カルタ第 29 章には、

如何なる人も、法の適正手続無しに、逮捕され、投獄され、自由保有権を奪われてはならないということが含まれている」(エドワード三世治世 37 年第 18 号法)と規定されます。



A Collection in English, of the Statutes now in force

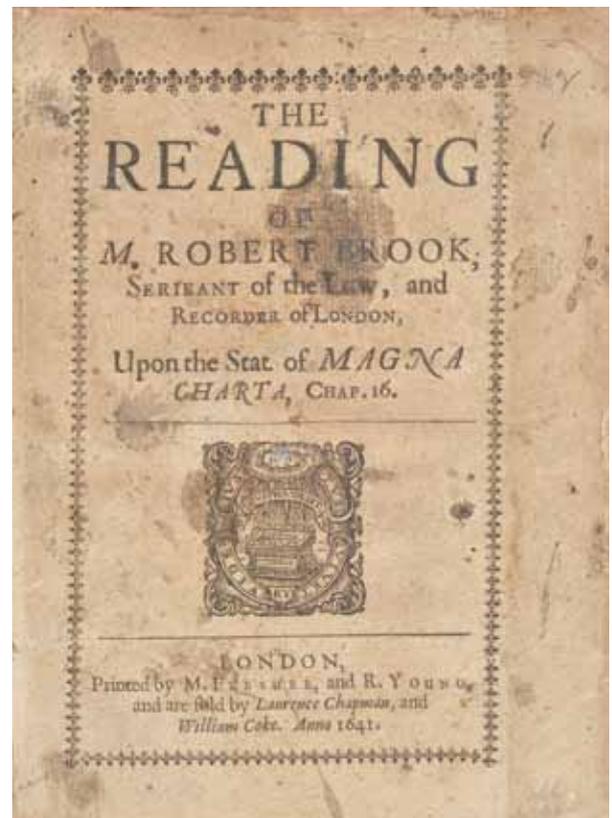
「國法による」という文言が「法の適正手続」へと読み替えられていく過程も年代順に要録されていて、29 章解釈の変遷を理解する上で極めて便利です。これによって、

クック以前にマグナ・カルタ 29 章の読み替えが既に進んでいたことが手に取るように分かります。クックもマグナ・カルタ解説で、こうした法要録を利用していたのは間違いありません。また、治安判事関連項目を特にマークで指示しており、本書が如何なる読者層を意図していたかも推測されます。

制定法講義

⑦ブルック『マグナ・カルタ第16章講義』(1641年)初版

15 世紀半ば以降、法曹院では年 1 回、チューダ期までには年 2 回の制定法講義が系統的に行われるようになっていきます。多くの制定法講義は未だ手稿のままですが、マグナ・カルタ 800 周年を記念して、セルデン協会よりサー・ジョン・ベイカー編のマグナ・カルタ講義集が出版される予定です。本書は、当時出版された数少ない制定法講義の一つで、ロンドン市裁判官でサージャント、『ブルック大



The Reading of M. Robert Brook,

法要録』の作者でもあるロバート・ブルックが1551年にミドル・テンブルで行った制定法講義です。この時代になると、制定法の解説というより、制定法の当該条文に関連する法分野の概論のような講義となります。本書も、表紙はマグナ・カルタ第16章となっていますが、実は、州長官、城番等による「國王の訴訟」の開廷を禁じた第17章に関する講義で、内容的には「國王の訴訟」=刑事法概説となっています。制定法講義が法学教科書へと転換しつつある時代を象徴する一事例ともいえます。

近代への架橋

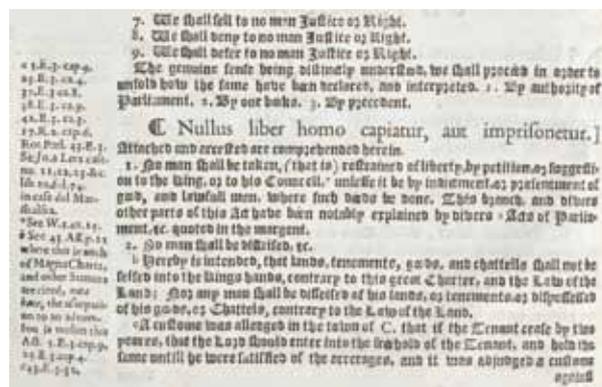
⑧クック『イングランド法学提要 第2部』（1642年）初版



The Second Part of the Institutes of the Lawes of England

マグナ・カルタを近代へと架橋するうえで重要な役割を果たしたクックの『イングランド法学提要 第2部』は、法曹院の制定法講義の伝統を受継ぐイングランド制定法註解ですが、特に、序文のマグナ・カルタ論と制定法解説のトップに始まる1225年マグナ・カルタ註解が重要です。豊富な欄外注からも明らかのように、チューダ・スチュアート期に出版された前述の『制定法要録』のみならず、『グランヴィル』、『ブラクトン』、『プリトン』、『フリータ』、『裁判官鑑』等、マグナ・カルタ成立前後の法文献や『法廷年報』等か

らの判例の引用を通して制定法解釈における学問的実証性を高めています。



The Second Part of the Institutes of the Lawes of England, p.46

クックのArtificial Reasonを通しての法の探究の実例を示すものであり、クックの権威は、こうしたチューダ・スチュアート期に出版された法文献を基礎に学問的に裏打ちされたものであったと理解されるべきでしょう。

本書は、1642年5月12日の長期議会の命令により、クックの遺稿から出版されることとなりますが、ここでクックが註解を付しているのは、当然、現行法である1225年のヘンリ三世のマグナ・カルタです。1571年に出版されたマシュー・パリス『大年代記』によりつつ、ジョン王のマグナ・カルタにも言及されていますが、マグナ・カルタが古来のコモン・ローの確認であったことを示すためのもので、それ以上の意義を与えているわけではありません。

⑨エドワード・クック『1300年検認マグナ・カルタ簡易註釈』（1680年）初版

クックと同名のミドル・テンブルの法廷弁護士がクック『イングランド法学提要 第2部』からマグナ・カルタ解説部分を抜き出し、全文英訳にするとともに、より簡易な形式の註解を付した庶民向けマグナ・カルタ解説です。クックの解説を簡約化しすぎた感もありますが、マグナ・カルタの知識の一般大衆への普及には、こうした簡便なパンフレット形式の方が役に立ったのかもしれませんが。

権利章典及びその他の制定法令集等

1689年の権利章典は、近代イギリス憲法文書の中で欠かせない法律文書です。この権利章典公布年の制定法令集をはじめ、18世紀の制定法令集、制定法要録も多数揃えています。時間の関係で書名のみをご紹介します。『ウィリアム王及びメアリー女王初年制定法令集』（1689）、ジェイコブ『制定法百科辞典：マグナ・カルタからジョージ治世』第2版（1730）、ピカリング版『制定法全書：マグナ・カルタから1761年第11議会末』初版（1762）、ケイ『現行公制定法要録：マグナ・カルタからジョージ三世初年』（1762）、ラフヘッド版『制定法全書』（1786）等です。また、セルデン『イングランド法制史論文集』（英訳版）初版（1683）など、スペースの関係で、展示しきれなかった貴重な法書も多数ありますが、ジョン王のマグナ・カルタの復活の過程へと歩を進めましょう。

ジョン王のマグナ・カルタの復活と世界的普及

ジョン王のマグナ・カルタについては、1571年にカンタベリー大司教パーカーがマシュー・パリズ『大年代記』を出版してから知られるようになりました。クックもその存在を知っていたのですが、法律としては無効となった憲章でもあり大きな注目を浴びることはなかったのです。ブレイディ論争で有名なロバート・ブレイディが『英国全史』（1685）で英訳し、フランスの歴史家ラバンも『英国史』（1726-7）で利用して、フランス革命期にもこの史料が印刷されますが、『大年代記』作者パリズが1215年のマグナ・カルタと1225年のマグナ・カルタを区別せずに記録したため、却って、正確な理解を妨げていました。

1215年マグナ・カルタの原文に関しては、1675年にフランスの古文書家アシュリ『拾遺集』に収められたフランス語版マグナ・カルタが正確で、ライ・ハウス陰謀事件で処刑されたラッセル伯付牧師サミュエル・ジョンソンの遺稿集（1710）に収められたマグナ・カルタ関連論文に最初の英

訳版が付されます。しかし、1769年に同論文がパンフレットとして出版されるまで、この英訳版も広く知られてはなかったように思われます。

ジョン王のマグナ・カルタが一般に注目を浴びるきっかけとなったのは、1731年10月31日にチューダ期に蒐集され、現在ロンドン・マグナ・カルタ、カンタベリー・マグナ・カルタと称されるようになった二つの原本を収めたコットン・ライブラリに入っていたアシュバーナム・ハウスが火災に遭い、カンタベリー・マグナ・カルタが罹災したことにはじまります。

ラバン『英国史』のマグナ・カルタ翻訳も書き換えられますが、パリズ『大年代記』の批判的検討を欠いていたために不正確なままに終わります。むしろ、注目すべきは、パインによる被災したカンタベリー・マグナ・カルタの復刻銅板印刷の出版です。この銅版画がマグナ・カルタへの関心を高めたのだと思われます。ロンドン塔に収蔵された『制定法録』を基礎とした1297年検認マグナ・カルタを収録したホーキンス版『制定法全書』が出版されるのがその2年後の1735年です。このようにマグナ・カルタへの関心が高まる中、オックスフォード大学のボードリアン図書館が1217年版マグナ・カルタを入手し、1753年からオックスフォードでイングランド法を教え始めていた後のヴァイナ講座教授ブラックストンに調査を依頼します。この調査を通して、近代マグナ・カルタ研究の出発点を形成することとなったのが、次に示すブラックストンの研究なのです。

⑩ブラックストン『大憲章及び御獵林憲章』（1759年）

初版

近代におけるジョン王のマグナ・カルタの本格的な学術研究の始まりです。Cotton MS Augustus II 106, Cotton Charter XIII 31aを調査の基礎としています。MC Salisburyは調査されましたが発見されず、リンカン大聖堂のマグナ・カルタは存在自体が知られていませんでした。バロン規約 Additional MS.4838も確認し印刷され、ジョン王のマグナ・カルタ成立史を序文に付していま

す。この立派な製本の大型本を誇らしげに手で指しているブラックストン博士の肖像画が残されていますが、彼がこの研究に如何に精魂を傾けたかを物語るものでしょう。



The Great Charter and Charter of the Forest, with other authentic instruments

この研究は、1762年『ブラックストン論文集』第2巻にも収められます。装飾文字、図版は省かれていますが、一般的には、この版の方が廉価で入手しやすかったでしょう。

さらに、この研究成果は、ブラックストンが著わしたイギリス法の最初の体系的教科書『英法積義』に生かされ、同書によってジョンのマグナ・カルタの意義が全世界に広められることになったのです。

⑩ブラックストン『英法積義』全4巻(1765-1769年)

初版

第1巻で、人の権利、個人の絶対的権利を論じるにあたり、全てのイングランド人の絶対的権利として、第1に「剣

を手に、ジョン王から勝ち取られた自由特権の大憲章」を挙げています。「剣を手に」という表現に名誉革命、ロックの『統治二論』以降の国王への反抗の捉え方の変化がうかがえます。また、ここでも具体的に論じられているのはマグナ・カルタ一般ではなく、マグナ・カルタ29章であり、クックに依拠しつつ、エドワード三世治世期の解釈立法と合わせ詳論されています。また、第4巻の終章、イングランド法の発展を論ずる章で、全ての個人の生命、自由、財産の享受を保護する大憲章としてマグナ・カルタの意義を論ずる際にも、王政復古期に確認された1660年軍事的土地保有廃止法と1679年人身保護法の2法律を第2のマグナ・カルタと述べているように、ラニミードのマグナ・カルタから近代に引継がれなかったものと、引継がれ強化されたものとを明確にしていることも重要です。

⑪ブラックストン『英法積義』全4巻(1783年)第9版

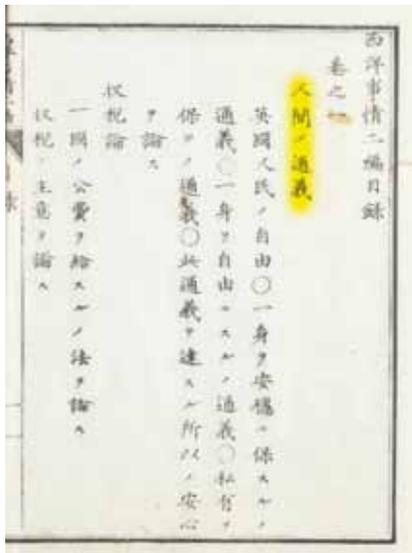


Commentaries on the Laws of England 9th ed.

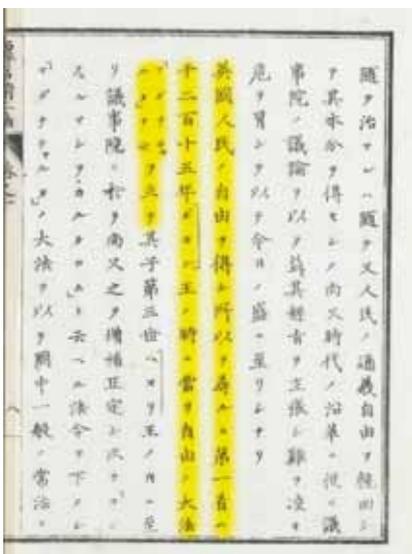
ブラックストン自身による最終修正版で、マグナ・カルタを手にする誇らしげなブラックストンの肖像が入っています。1774年にThomas Gainsboroughによって描かれた肖像画が、同年の『英法積義』第6版に銅版画で挿入されています。しかし、左右逆に印刷され、円形の枠でマグナ・カルタを示す國璽が枠外となったため、第9版では四角の

枠の肖像画とされています。この版以降、ドイツ語版も含め、この肖像画が踏襲されます。1775年の第7版では肖像画は除かれており、1777年の第8版で復活したようです。

マグナ・カルタの意義の世界的な普及はこの『英法釈義』の海外への普及によるところが大きく、我が国に知られるようになるのも、福澤諭吉纂輯『西洋事情』二編巻之一(1870)初版で、ブラックストン『英法釈義』第1巻、人の権利を「人間の通義」として、抄訳し、その中で「英国人民の自由を得し所以を尋るに、第一着は千二百十五年、ジョン王の時に当り、自由の大法（「マグナチャルタ」を云）を立て」とジョン王のマグナ・カルタについて言及したのが最初かもしれません。



西洋事情



西洋事情

ドイツへの普及:ブラックストン『英法便覧(法令追加・縮刷版)』独訳版(1822-23)、グナイスト『英国憲制史』英訳版初版(1886)や我が国の英吉利法律学校での『学生版ブラックストン』(1886)の印刷については、エントランス・ホール展示を御覧下さい。

ジョン王のマグナ・カルタの大衆への普及

ブラックストンによって出版されたジョン王のマグナ・カルタは近代におけるマグナ・カルタ研究の出発点を記すものでしたが、ラテン語版のままでは、大衆的に普及しません。ジョン王のマグナ・カルタが大衆的な法文化として普及するのは、むしろ、この期の出版の自由や言論の自由をめぐる政治的パンフレットが大きな役割を果たしたように思われます。

⑬ [サミュエル・ジョンソン] 『マグナ・カルタの歴史とその擁護』(1769年) [初版]

移動図書館向けの匿名出版。第2版で Samuel Johnson の名が付されます。前述、1710年遺稿集の論文に新たな表紙とタイトルを付けて出版したものです。原本からではないものの、ジョン王のマグナ・カルタからの初めての正確な英語訳です。1710年の遺稿集は予約出版で購読予約者リストが印刷されており、数名の法廷弁護士が購入しています。

⑭ [バーデット] 『フェアバーンのマグナ・カルタ』[1810年] 第2版



Fairburn's second edition of Magna Carta

1810年庶民院議長の逮捕状でロンドン塔に収監された議会改革派議員バーデットの肖像とともに、彼の庶民院議長宛の手紙が印刷されています。このような政治的パンフレットには、現行法のヘンリ三世のマグナ・カルタより、ジョン王のマグナ・カルタが適していたのかもしれませんが。同時に、王権との対立ではなく、議会の専制が新たな問題となってきていることが注目されます。英訳版はコットン・ライブラリの原本発見後書き換えられたラバン『英国史』のマグナ・カルタ英訳を利用しており、全体が79条に分けられています。権利請願、権利章典が加えられ、後の憲制文書集の手本ともなっていますが、ホイッグ派の巨頭、大ピット（チャタム卿）が「マグナ・カルタ、権利請願、権利章典」を「イングランド憲制のバイブル」と称した1770年1月9日の議会演説を意識したものかもしれません。最後に付された戴冠宣誓書式は1811年に摂政皇太子に任せられた、後のジョージ四世に向けられたものでしょう。同様なパンフレットが戴冠式の行われた1820年にも1シリングで出版されています。この表紙で、「ジョン王が公にサインした」マグナ・カルタと書かれているのが後述のホーンのカリカチュアに影響したと思われます。

600周年記念出版

ブラックストーンによってジョン王のマグナ・カルタが復活せしめられ、また、大衆的にもマグナ・カルタへの関心が高まり、1800年に設立された王立委員会による記録文書調査に基づき、1810年に『〔公式〕英国制定法令集』が出版されます。この時までにはリンカン大聖堂のマグナ・カルタ原本も発見され、旧来の制定法令集刊本の調査も行われます。イギリス法史研究上欠かせない貴重な成果で、本学では1963年のリプリント版が所蔵されています。このようにマグナ・カルタへの関心が増大する中で、マグナ・カルタ発給600周年を迎え、豪華金文字装丁版が出版されます。

⑮ホワイテッカ版『1215年ジョン王治世15年マグナ・カルタ』（1816年）初版

マグナ・カルタ600周年記念の豪華金文字装丁版の出版は、ブライトンに宮殿を建てた派手好きな摂政皇太子ジョージが、後にジョージ四世として戴冠する時期を迎えるに相応しい出版物であったのかもしれませんが。表紙の豪華な装丁は注文者毎に作られ、彩色されていたようで、本学が購入した書籍は、金文字で印刷された豪華装丁版とはいえ、より簡易な普及版であったように思われます。



Magna Carta Regis Johannis : XV die junii anno regni XVII. A.D. MCCXV.

⑯【ホーン】&クルイックシャンク『女王とマグナ・カルター乃至ジョンが署名した物』（1820年）

1820年のキャロライン妃事件において出版されたクルイックシャンクの風刺画パンフレットです。ジョージ四世に貴族院で離婚裁判にかけられ虐げられた女王キャロライン妃を守る貴族はいないのかと問いかけます。ジョン王がマグナ・カルタにサインしたという表現は1810年のバーデッ

トのマグナ・カルタにも出現しますが、表題で書名として強調されると共にジョン王がマグナ・カルタにサインする図像が描かれ、19世紀に普及する図像の最も古いものと考えられます。



The Queen and Magna Charta: or, the Thing that John Signed.

チャーチスト運動の研究者であった古賀秀男氏がキャロライン妃事件に注目されるようになったように、この虐げられた女王への庶民の支持運動が後の人民憲章運動にもつながっていったと考えられます。アメリカ連邦議会図書館で展示されたのは第5版、本書は第4版で、1年の内に第5版まで出版された大衆への普及振りがうかがえます。

同年に出版されたウォルタ・スコットの『アイヴァンホー』により、ジョンと闘うロビン・フッドや中世騎士道精神が蘇らせられ、ロマン主義的な思潮が高まる中で、英語版の纏

まった解説書も出版されます。

⑰トムソン『ジョン王のマグナ・カルタに関する歴史的考察』（1829年）初版

クック、ブラックストンに続くマグナ・カルタ研究をめざし著述されたマグナ・カルタ論で、紋章も含め好古趣味に満ちた美しい書物です。マグナ・カルタの英訳はブラックストンが知らなかったリンカン大聖堂のマグナ・カルタからの翻訳で、筆者が知る限りリンカン大聖堂マグナ・カルタからの初の英訳です。1216年マグナ・カルタ、1217年マグナ・カルタの英訳も付されています。また、1225年マグナ・カルタのみならず、1297年エドワード一世の検認証書も英訳されました。その後に、これらの憲章への注釈を付し、最後のページにクックを中心にブラックストンと自らの肖像を配することでその意気込みを示しています。

さらには、1217年御猟林憲章、1297年憲章確認法、1300年の最後に発給された憲章確認も合わせて英訳、注釈され、大憲章の写本と印刷についての検討を加えた後、ジョン王論、ラングトン論、そしてバロン論に説き及んでいます。



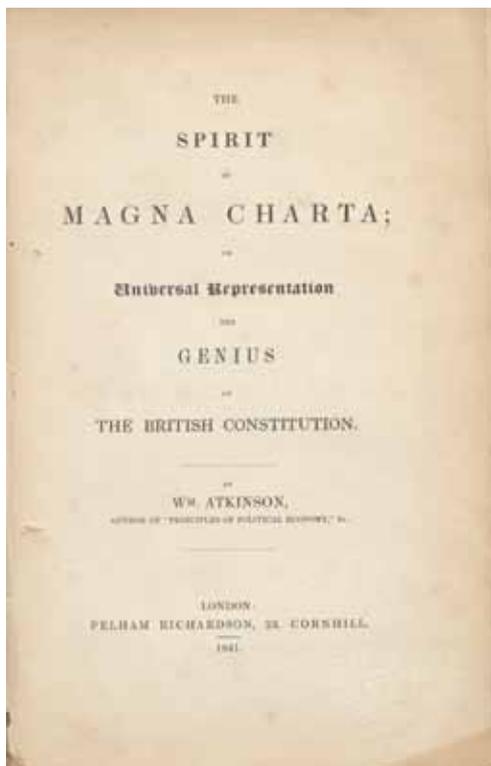
An Historical Essay of the Magna Charta of King John

ラバン、パリス、クック、ブラックストン等のトムソン以前の研究を丁寧に纏め、英文で読みやすくし、マグナ・カルタを公衆により近づきやすいものにした功績が認められるでしょう。アメリカの辞典研究者がマグナ・カルタの辞

典項目で、現行法たるヘンリ三世マグナ・カルタ（1225年）ではなく、無効となったジョン王の1215年のマグナ・カルタを中心に説明されるようになるのは1830年代以降であることを明らかにしていますが、それは、この時期のジョン王のマグナ・カルタへの関心の高まりの成果であったとも考えられます。

索引も丁寧、装丁も美麗で、マッケクニが「情報の宝庫」と評するように、後の研究の出発点ともなりますが、「利用には注意が必要」と述べている点にも留意する必要があります。

⑩アトキンソン『マグナ・カルタの精神 — 乃至、普通選挙』（1841年）初版



The Spirit of Magna Charta

チャーチスト運動高揚期のパンフレットです。チャーチストの名は1838年に発行されたPeople's Charterと題されたパンフレットに由来するのですが、マグナ・カルタにその発想の一端があったと考えられます。このパンフレットは、表題を「マグナ・カルタの精神」としているところにその意が強く表わされているように、その結びつきを示す数少な

い史料の一つであると思われます。1838年の人民憲章公刊、1839年機関誌『チャーター』発刊、1841年には200支部を数えるまでに運動は広がっていました。People's Charterの名の通りThe Charter of Libertiesとしてのマグナ・カルタの精神を受け継ぐ運動と理解されていたでしょう。

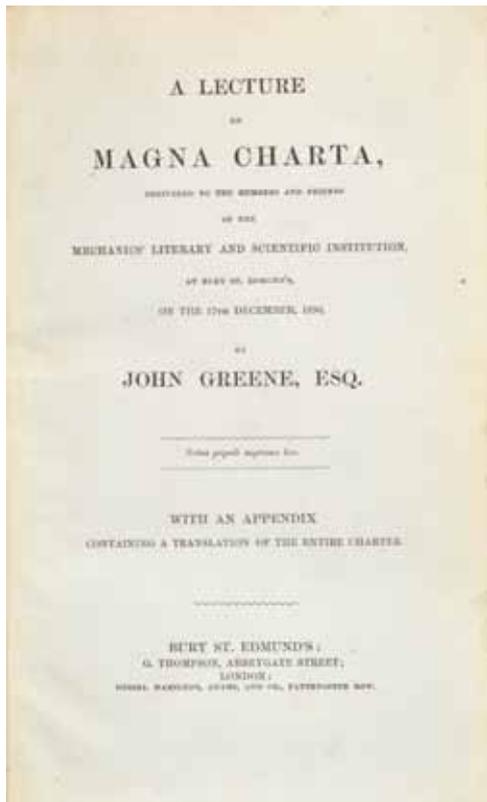
人民憲章運動の崩壊とマグナ・カルタ

膨大な署名活動によって全国的に高揚した人民憲章運動は、1848年フランス2月革命勃発と共に崩壊していきます。パリで2月革命に遭遇したイギリス分析法学派の祖オースティンはロンドンに逃げ帰り、貴族院擁護を掲げる『憲制弁護論』を著述します。さらに妻サラと共に、亡命してきたフランス首相で歴史家でもあるギゾーを匿います。同じく、ロンドン大学歴史学教授のクリースイも、人民憲章運動は直接綱領には掲げていないものの貴族院崩壊に繋がると批判して『憲制文書集 — マグナ・カルタ、権利請願、権利章典』（1848）を出版します。同書は3月革命期のドイツでも翻訳されることとなります。普通選挙を求めたフランス2月革命がナポレオン第二帝政の出現に終わったこともあり、人民憲章運動は急速に衰退し、その中で、むしろ、普通選挙制度実現の前提としての労働者教育に目が向けられるようになります。こうした労働者学校でマグナ・カルタの講義が行われるようになるのです。

⑪グリーン『マグナ・カルタ講義』（[1850] - 1853年）

1850年12月17日にベリ・セント・エドモンズで開催されたジョン・グリーンが熟練機械工向けマグナ・カルタ講義と英訳版ジョンのマグナ・カルタが集録されています。人民憲章運動解体後盛んとなる労働者教育運動の一環と考えられ、その名残が感じられます。グリーンがその後ベリ・セント・エドモンズで行った他の講演と合わせて出版された講演集です。

前述のクリースイ『憲制文書集 — マグナ・カルタ、権利



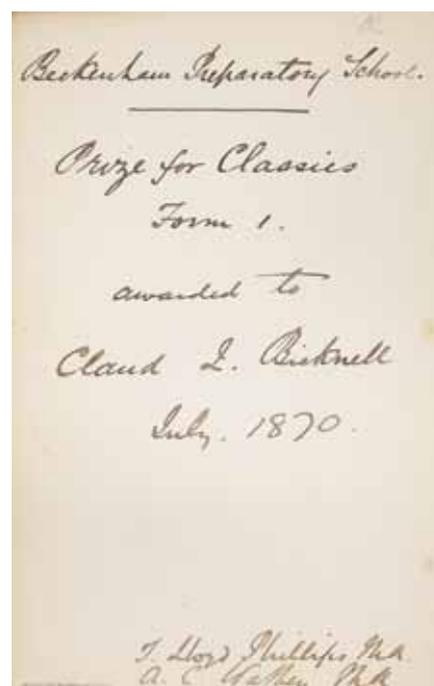
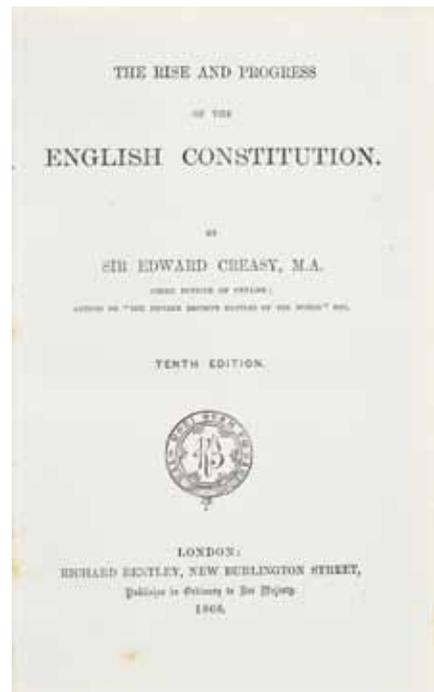
A Lecture on Magna Charta

請願、権利章典』(1848)は、当時の時事的評論部分を省いた上で書き改められ、19世紀中に16版を重ねることになります。本学では、明治初期の日本からの留学生たちが触れたであろう第10版を所蔵しています。

⑩ クリースイ『イングランド憲制の興隆と発展』(1868年)
第10版

1853年の初版序文にあるように、1848年ロンドン大学の歴史学教授時代に人民憲章運動に対抗して出版された政治的パンフレットを歴史的な編纂物に編集し直した書物です。1848年以降ドイツから米国に移った「憲制文書集」の独訳者リーバーとの交流も続いたようで、第3版以降、Francis Lieber, *On Civil Liberty and Self-government* (London, 1853)の影響を受け、地方自治の議論を加えています。クリースイはミドル・テンプレのバリスタとしても活躍し、10版出版時はセイロン裁判所裁判長でした。本書は19世紀を通して版を重ね(2nd 1854, 3rd 1856, 4th rev. and with addition 1858, . . . , 9th

1867, 10th 1868, 12th 1874, 13th 1877, 14th 1880, 15th 1886, New York 1888, 16th 1892, 17th 1907)、当時のマグナ・カルタ論、イングランド憲制観に大きな影響を与えたものと考えられます。本書は、1870年にロンドン近郊ベッケンハムのグラマ・スクール予備校で、古典学の学生に賞品として与えられたものです。



The Rise and Progress of the English Constitution

マグナ・カルタ、権利請願、権利章典を「イングランド憲制のバイブル」と表した、チャタム伯大ピットの演説が大きく取上げられており、所謂ホイッグ史観のマグナ・カルタ解釈が大衆的に広がっていくのには本書の影響が大きかったと思われます。

本書は、丁度この時期に英国に留学した我が国の学生の目にも触れたものと考えられます。本邦初のマグナ・カルタ邦訳者の尾崎三良が帰国後に華族会館で行った憲法史講義、1875年に出版される『英国成文憲法纂要』をはじめとする憲法史料集の原型がここにあったとみてもよいでしょう。



英国成文憲法纂要

同時期に、同様の憲制史料集がアメリカでも教科書として出版され、1789年連邦憲法の人権規定の淵源としてのマグナ・カルタへの注目も深まっています。

⑪ボウエン『英米憲制史料集：マグナ・カルタから1789年連邦憲法まで』(1854年)

著者フランシス・ボウエンはハーバード校のアルフォード道徳哲学・政治学(civil polity)講座の教授で、本書は講義のためのマグナ・カルタから1789年の合衆国憲法修正12条迄の憲制史料集成です。序文で、当初、ジョン王のマグナ・カルタの英訳についてラパンの不十分なものを以

外に発見しえなかったが、出版時に、クリースイ『憲制文書集』(1848)と『イングランド憲制の興隆と発展』(1853)の存在に気付いたとしています。当時のジョン王のマグナ・カルタ正文についての知識のありようを理解するうえで興味深い序文です。

近代歴史学教育の始まりと「マグナ・カルタ神話」

19世紀後半から、イギリスの大学における歴史学教育の始まりを迎えることになります。伝統的なギリシア・ローマの古典学に対し近代史講座を担うことになったのがイギリス古文書史料集たるロールズ・シリーズの編纂を担ったウィリアム・スタッブズでした。

このオックスフォード大学欽定近代史講座の教授に就任したスタッブズが編纂し、オックス=ブリッジの定番教科書となったのが以下の史料集です。

⑫スタッブズ『英国憲制史料選』(1870年)

彼の主著『イギリス憲制史 — 1485年迄』全3巻(1873-78)は、G.B. アダムズが1912年『イングランド憲制の起源』の序文で、憲制の科学的研究の始まりを、スタッブズの同書とメイトランド『イングランド法史』(1895)との間に引いたように、その後の研究によって急速に凌駕されていきます。しかし憲制史料集としての本書、彼の『英国憲制史料選』は、より長く影響力を保ち、編者によって修正されつつも1970年代まで使われ続けることとなります。「イギリス憲制史はマグナ・カルタ注釈の歴史であった」という有名な言葉もこの史料集の中で伝えられ続けます。本書によって前述のホイッグ史観のマグナ・カルタ解釈と歴史史料集が一体化され、長期的な影響を保ち続ける一因ともなります。初版の巻末に、付録として、1628年権利請願と1689年権利章典が付されていることが、この史料集の性格を物語るものでしょう。

オックスフォード大学のコーパス法理学講座教授ポロックの後任人事に敗れ、ロンドン法曹協会のロー・コース設

立に尽力することになるエドワード・ジェンクスが1904年に発表した偶像破壊的な論文「マグナ・カルタ神話」は、クックに向けられたものというより、このスタップズの見解とスタップズ学派に向けられたものであったのです。

スタップズ説の克服

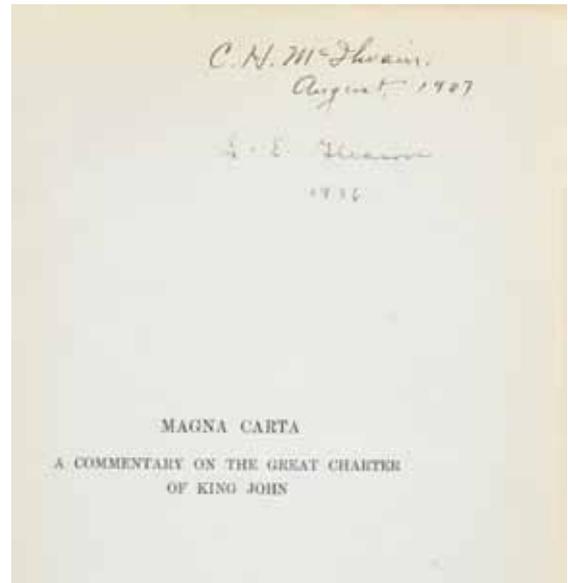
㊸ベモン『英国自由特権憲章 (1100 - 1305)』(1892年)

1100年のヘンリー一世の戴冠憲章から、エドワード一世治世25年の大憲章の確認を無効とする1305年のクレメント五世の教皇勅書を史料として掲げていることが特徴的です。序文付史料集で、ブラックストン、スタップズに続く綿密な史料検証を行っています。マッケクニは厳密に文書史料に拘る彼の姿勢を狭すぎると非難しながらも、この期のマグナ・カルタ関連史料の関係を明らかにした彼の序文を「これまでになされた最も価値ある貢献」と論じています。また、ホウルトも諸侯の反乱をジョン王個人の資質を原因とするのではなく、アンジュー期の王権の伸張に帰する彼の序文における議論の先見性を評価しています。

㊹マッケクニ『マグナ・カルター歴史的序論付ジョン王大憲章註解』(1905年) 初版

1905年の初版本、実質的なスタップズ批判となったのは、前年の衝撃的なジェンクス論文「マグナ・カルタ神話」よりも、実証的にマグナ・カルタの批判的歴史研究と各条註解を行ったグラスゴウ大学教授マッケクニのこの著作とあってよいでしょう。本人は、クック、トムソン以来の註解の出版を目指していたように思われます。ホイッグ史観批判で知られるバターフィールドは1968年の講演の最後で、出版当時マッケクニの見解の与えた衝撃の大きさを語っています。本書の出版によってスタップズの史料集も大きく書き換える必要が生じ、1913年第9版292頁では、新たにマッケクニの本書を参照するように促しています。本学蔵書は、邦訳書『立憲主義その成立過程』(森岡敬一郎訳)で我が国でも知られる著名なアメリカの憲制史家

マッケクニによって1907年に購入され、1936年にS.E.Gleasonに贈られたものです。



Magna Carta : a commentary on the Great Charter of King John
(マッケクニ購入署名入り)

マッケクニは、その後の書評とG.B.Adams, Petit-Detailleの新たな研究成果を取り入れ第2版を出版。その後、マグナ・カルタ註釈書の定番となった第2版は禰氏好文氏によって1993年に邦訳されています。

次に紹介するのが前述のマッケクニの第2版出版の契機ともなったプティ・デュターイの著作です。

㊺プティ・デュターイ『スタップズ憲制史の検討と補注』(1908年) 初版

プティ・デュターイは、マグナ・カルタの過大評価に警鐘をならしていたフランスの歴史家で、本書は、スタップズ『憲制史』全3巻のフランス語訳に付された詳細な補注を英訳したものです。アダムズが、本書をスタップズ『憲制史』を読む上での不可欠な補足と論じているように、マグナ・カルタ研究の水準をも一躍高めるものとなり、マッケクニに『マグナ・カルタ』第2版の出版を促すこととなった著作でもあります。展示した書籍は、偶然にも、マッケクニ自身が彼の憲制史の講義で優秀な成績を修めた学生に贈ったもので、マッケクニの署名付です。

マグナ・カルタ 700 周年記念から現在まで

1915年にマグナ・カルタ発給700周年を迎えることとなり、記念集会準備委員会も設立されたのですが、前年1914年の第一次世界大戦の勃発により、国際的な記念集会は開催不能となり、その2年後に、記念論文集が出版されることとなります。

㊤モールドゥン編『マグナ・カルタ記念論文集』(1917年)

初版

本論文集は唯一の700周年記念行事となった王立歴史協会でのマッケクニ講演をはじめ、多くのマグナ・カルタ研究者から寄稿された論文によって構成されています。

寄稿者の名前からも明らかのように、20世紀前半の歴史学界をリードする優れた研究者が名を連ねており、マグナ・カルタの専門歴史家的研究の始まりを表わしていますが、当時の事情を反映してリーバーマンをはじめとするドイツの学者の寄稿は得られませんでした。本書については、水田義雄「比較法制史的マグナ・カルタ関係文献解題並びに年表」『比較法研究』5(1952)を参照してください。

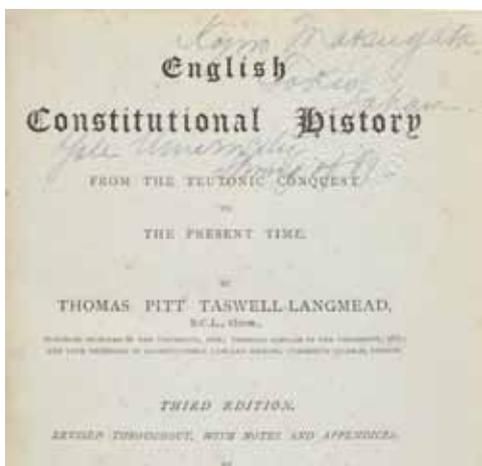
エントランス・ホール展示には、ドイツ、明治期日本へのマグナ・カルタの影響を伝える書籍、例えば、第4・6代首相松方正義の息子で、国立西洋美術館の基礎となる松方コレクションを蒐集した松方幸次郎が、エール大学留

学時の1889年春に購入した署名が残るタスウェル・ラングミード『英国憲制史：チュートン時代から現在まで』第3版(1886)も展示しています。

第二次世界大戦前にニューヨーク世界博覧会に展示され、大戦中、米軍基地に保管されたリンカン大聖堂のマグナ・カルタが、戦後、新たな関心を生み出します。フェイス・トンプソン『マグナ・カルターイングランド憲制成立におけるその役割、1300-1629』(1948)は、750周年に出版されたJ.C. ホルト『マグナ・カルタ』(1965)による、「クック＝マグナ・カルタ神話の創造者」論批判へと繋がっていきます。また、近代イギリス政治史の中でマグナ・カルタの果たした役割を明らかにするアン・パリスタ『マグナ・カルター自由の遺産-』(1971)の研究は800周年を迎えた今日、更に発展的に継承され深められていくことになるでしょう。このあたりに、記念することの一つの意義があるのかもしれない。戦後日本のマグナ・カルタ研究文献とともに、800周年を記念して活発化したマグナ・カルタ研究の現状を伝える最新の諸文献も展示しておりますので御覧下さい。

さらに、児童書、各種パンフレットやスーヴニール類も含め、マグナ・カルタを通して立憲主義の法文化が大衆的に浸透していく様子もうかがえるような展示となるように工夫しておりますので合わせて御鑑賞下さい。

(学術資料講演会は2015年11月20日に大学図書館ホールにて開催。特別展示は2015年10月31日から11月30日まで開催。)



Taswell-Langmead, *English constitutional history*
(松方幸次郎 署名入り)

深尾 裕造 (ふかお ゆうぞう)

関西学院大学法学部教授。

専攻は西洋法史で、イギリスのコモン・ロー法史が中心的研究課題であるが、それと関連した法曹教育の歴史も学んでいる。

主要論文等：「チューダ期イングランド法学の形成とその展開過程(1)～(4・完)」『法学論叢』105, 106(1979)、「イングランドにおける学識法曹の形成」上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』(ミネルヴァ書房、1987)所収、「Artificial Reason 考(1)～(3・完)」『島大法学』35, 36(1992)、「レスボスの職人の定規(1)～(2・完)」『島大法学』42(1998, 1999)、「旅する裁判所—巡回陪審裁判制度成立史素描」田中・阿河編『<道>と境界域』(昭和堂、2007)所収、「Demurrer 考」『早稲田法学』85(2010)、「コモン・ローとは何か」『法と政治』62(2011)、J・H・ベイカー著『イギリス法史入門』第4版 第1部〔総説〕、第2部〔各論〕(関西学院大学出版会、2014)等

『イリュストラシオン』 —19世紀の挿絵入り新聞



文学部教授 久保 昭博

19世紀前半のフランスは、新聞や雑誌といった定期刊行物が大きな発展を遂げた時代である。エミール・ド・ジラルダンの『プレス』紙や、アルマン・デュタックの『シエークル』紙（ともに1836年に創刊された日刊紙）が、新聞の世界にもたらした二つの変化は、この点においてとりわけ重要な意味を持つ。その一つが広告の導入である。これにより、購読料の大幅な引き下げが可能になった。フランスにおける定期刊行物の歴史を包括的に示した『フランス定期刊行物全体史』（P.U.F., 1969, vol.2）には、この価格改定が「新たな時代の『産業的』定期刊行物を予告し、エリートに限定されたオピニオン紙から、情報紙ないし民衆的新闻への移行を準備した」と書かれている。もう一つ、コンテンツ面において定期購読者層の拡大に貢献したのが、「フィユトン」すなわち連載記事欄、とりわけその花形ジャンルであった連載小説（ロマン・フィユトン）である。これはもちろん、「お堅い」記事だけでは飽きてしまう読者たちに楽しみを与え、さらには「続きが読みたい!」という欲望を抱かせることで彼らを囲い込むための仕掛けに他ならない。日本では今も続く（フランスの新聞にはもはやない）この連載小説という文学ジャンルは、新聞雑誌の大衆化のみならず、文学の大衆化をも加速させ、「産業文学」という言葉を生みだした。いずれにせよこの時期に、定期刊行物は内容や形式を多様化させつつ発展し、ほぼすべての階層の人々の生活にしっかりと根を下ろしはじめることになるのだ。

さて、これら19世紀の定期刊行物のなかでも独特の位置を占めているのが、木版画による挿絵入りの媒体である。1833年にエドワール・シャルトンによって創刊され、百科事典的な知識を親しみやすく提供することを目指した週刊紙『マガザン・ピトレスク』や、やはり同じ年に、こちらはジラルダンによって庶民をターゲットとして創刊され、外国

の風物や人物伝、歴史読み物といった「雑学」的知識と同時に、当代一流の作家—バルザック、ユゴー、デュマ等々の作品を提供した『ミュゼ・デ・ファミユ』がその最初期のものとして有名である（ともに本学図書館に所蔵されている）。それから10年後、これらの新聞に引き続いて現れるのが、今回紹介する『イリュストラシオン』である。



『イリュストラシオン』創刊号 表紙 (1843.3.4)

この『イリュストラシオン』は、『マガザン・ピトレスク』のシャルトンに加え、ポーラン、ジョアンヌそしてデュボシェという四人により、1843年に創刊された挿絵入り週刊紙だ。先行する二つの新聞から引き継いだものは人脈的にもあつただろうが、『イリュストラシオン』の特色は、これらよりも価格を高く設定して比較的富裕なブルジョワジーに狙いを

つけ、またその前年にイギリスで創刊された『イラストレイテッド・ロンドン・ニュース』を模範として、挿絵を用いたニュース新聞という方針をとった点にある。

「我々の目的」と題された創刊号(1843年3月4日)巻頭言を見てみよう。ここには、新機軸を打ち立てようとする発行者たちの意図を明瞭に見て取ることができる。

「イリュストラシオン」という語を引き立てたのがこの世紀の趣味なのだから、それを選び取ろうではないか！我々は新たな定期刊行物の新たな様式の特徴を記すためにこの語を用いるだろう。

公衆が今日熱望しているもの、他の何にもまして求めているもの、それは現在起こっていることをできるだけはっきりと知ることである。必然的に短く、不完全な報告という手段しか持たない新聞が、こうした願望を満足させる状態にあるだろうか。そうは思えない。読者には実際に見たと思わせるくらいははっきり理解させなければならないのに、ほとんどの場合、新聞は物事を曖昧にしか理解させることができないのである。ではこの目的をより良く達成するために、定期刊行物を充実させる手段はないのだろうか。いや、一つある。長い間看過されてきたとはいえ、古くから存在する勇壮な方法であり、我々が声を高らかに用いようとしているのもその方法である。読者よ、諸君はいま木版画のことを述べたのだ。

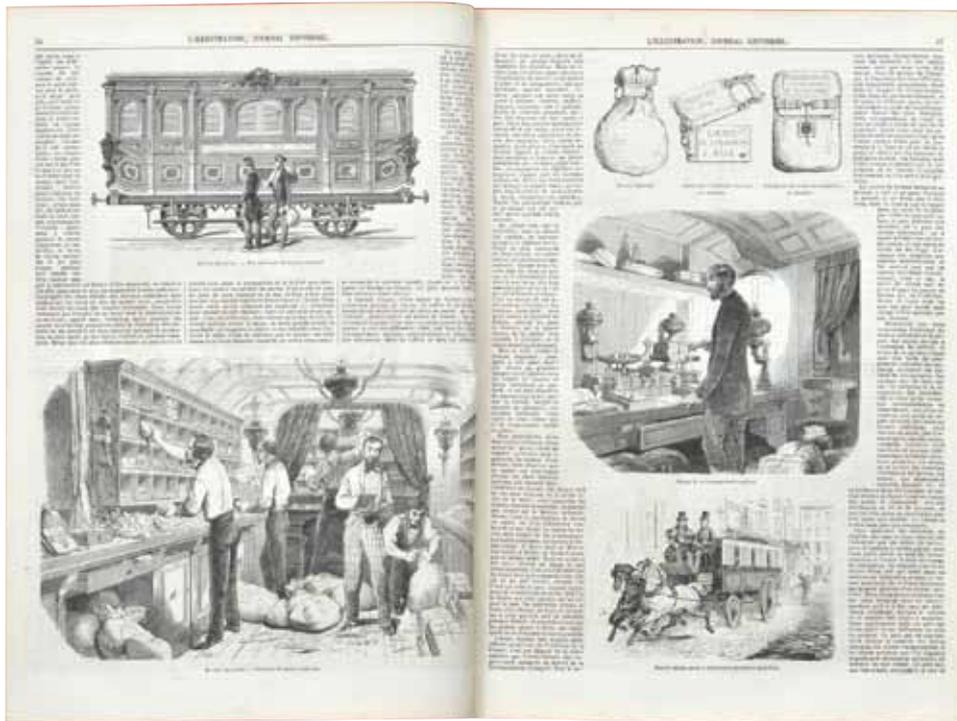
これでもかと言うくらいに意気込みが伝わってくる文章だ。それもそのはず、『イリュストラシオン』が刊行された1840年代は、定期刊行物にとって激動の時代であった。発行人たちは、それまで顧みられることの少なかった木版画という「古くて新しい」手段を用い、現代世界で起きていることを、より「はっきり」と「イリュストラシオン」には「挿絵」と同時に「例証」の意味がある一伝えることに活路を見出そうとしたにちがいない。その目論見がどのような結果となったかは、実際に『イリュストラシオン』をめくってみればすぐに分かるだろう。時事問題から風俗にいたるまで、当時の社会の諸相が質の高い木版画によって描写されていることが一目で見取れるはずだ。こうした文字通りの「イメージ戦略」が成功し、また、後にはカラー図版や写真も積極的に取り入れることで、『イリュストラシオン』は、

1944年までほぼ1世紀にわたって続く希有な新聞となり得たのである(ただし本学に所蔵されているのは1911年12月号まで)。



グランヴィルの挿絵 29号(1843.9.16)

巻頭言に戻ろう。先の引用は次のように続いている。「もし芸術家の天才が、作家の天才に想を得て、その物語を華々しいイメージに翻訳しないとしたら、書物はもはや半分しか語らない[……]。」この言葉が示しているのは、「イメージ」と「テキスト(本文)」の価値が同等であると発行人たちが考えているということだ。もはや「挿絵」は文字情報に従属し、それに彩りを添えるだけのものではなく、それ自体で「語る」ものである。「挿絵」がこのように主役級の地位を得たのは、ガヴァルニヤやグランヴィルといった当代きっての挿絵画家・風刺画家たちの功績によるところが大きい。ときには目を見張るような繊細さを示し、ときにはユーモラスな漫画といった趣を示す彼らの絵には、一個の芸術作品といっても過言ではないものも少なくない。しかしなにより興味深いのは、世相を「伝える」ことを目的とした図版を通してあらわれてくる当時の人々の視線である。各部署が連携して巨大機械のような様相を示している郵便局を描く図版や、電気や電話、産業機械といった新たな技術を



鉄道郵便の挿絵 291号(1848.9.23)

紹介するカタログや設計図のような図版、さらにそうした新技術が一堂に会して魅惑的な舞台を作り出す万国博覧会の華麗な図版、あるいは逆に、事故や戦争や病疫などをセンセーショナルに伝える図版……。これらの「写實的」な図版が我々に示してくれるのは、当時の社会や風俗の「客観的な」状況というよりも、むしろその時代を生きた人々が何を見ようとして、何を見ようとしなかったのかということ、さらに言えば彼らの視線を規定する集合的な心性であり、興味関心であり、夢や想像であり、また不安や恐れである。

ジュルナル・ユニヴェルセル

「ジュルナル・ユニヴェルセル」すなわち「ユニバーサルな新聞」であることをサブタイトルで謳い、巻頭言では「政治、戦争、産業、風習、演劇、服飾と家具調度品のモードに関するあらゆるニュースを我々は視野に入れる」と述べている『イリュストラシオン』が扱う対象は幅広い。そのことを、実際の紙面の構成を見ながら確認してみよう。例としてとりあげるのは、1846年3月に発行された第158号である。

この号の巻頭記事に置かれているのは、商標や航海等に関する法律の貴族院における審議を報告する「今週の歴

史」である。この政治欄の後で、謝肉祭にまつわる三面記事的な出来事を伝える「パリ通信」、カミーユ・ドゥーセの韻文喜劇『腕白狩り』など三つの劇に関する批評である「演劇と音楽時評」が続く。この批評の特徴は、大判の挿絵によって舞台の様子を再現しようとするところにある。その後はがらりと趣向が変わり、シャルル・フーリエの理論についての「ファランステール」と題された記事が置かれる。ここでは、フーリエの構想した協同体が、その独自の建造物や、教育論ならびに「愛」の理論、そして収益の分配方法などのテーマを通じ、好意的に詳述されている。

フーリエ論の後に続くのは、より「現実的」な二つの記事だ。一つは「フランスの港」という連載で、地中海に面した港湾都市トゥーロンのおもむき多様な機能についてのものである。この時期の『イリュストラシオン』では、郵便や鉄道など、産業革命の時代を反映して産業構造の紹介がしばしばなされており、この記事もそうした関心に応えたものだろう。もう一つが「フランスの馬の品種」。これは読んで字のごとく、コー、ポワティエ、ノルマンディー等フランス各地の馬をそれぞれの特徴とともに記述する記事である。大きく描かれた馬のイメージが作り出す紙面が印象的だ。なお、もう一つの文化欄がこれら二つの記事に挟まれるよ

うにあることも述べておかねばならない。それが連載小説で、この時に掲載されていたのは、イギリスの作家セオドア・フックの自伝的作品『ギルバート・ガーニー』の翻訳である。また本については、「書誌欄」が設けられ、旅行記作家として知られるグザヴィエ・オメール・ド・エルの大著『カスピ海のステップ、コーカサス、クリミア半島そして南部ロシア』など数冊の新刊書が紹介されていることも付け加えておこう。

最後にくるのが「モード欄」である。この号では、謝肉祭が終わり、仮面舞踏会の季節が始まろうとしている時期にぴったりのファッションの提案がなされている。二人の若い女性が並び立つ図版に寄せられているのは、「若い娘」のこのような描写。「マラブーでできた二つの蝶結びを髪にのせ、白いサテンの下着の上に、つぶした白のモール糸と刺繍がほどこされた白いドレスを着用し……。」現代の女性誌にも通じるこの記事を見て、それから約10年後に出版されるフローベールの代表作『ボヴァリー夫人』の次の一節を思い出す人もいるかもしれない。

エンマは席を替え、テーブルに肘をついて、『イリュストラシオン』を拾い読みした。このモード雑誌は彼女が自宅から持参したものだった。レオンはそばに腰かけて、ふたりはいっしょに絵をながめ、ページの下までくると待ち合わせた。(山田齋訳)

ヨンヴィル＝ラベイという(架空の)田舎町で、エンマが眺めていたのも『イリュストラシオン』であった。彼女は流行通信だけでなく、演劇批評や美術展の紹介、さらには王侯貴族ら現在なら「セレブ」と呼ばれそうな人たちについての記事なども読みながら、都会の華やかな暮らしへの憧憬を強めていったことだろう。小説家が「モード雑誌」と形容したこの新聞は、ブルジョワ女性の夢や欲望をかき立てる媒体でもあったのだ。

ここまで、『イリュストラシオン』の一号を通じて、その初期のフォーマットを概観してみた。この新聞によって映し出されている、当時のブルジョワジーの生活と関心の多様性がこの素描から多少なりとも見て取れたかと思われる。この豊かさを保ちつつ時代とともに変化を遂げ、前述した



モードの歴史 289号(1848.9.9)

ようにおよそ一世紀にわたって合計5293号を発行した総合紙『イリュストラシオン』が、19世紀半ばから20世紀前半にかけてのフランスにおける社会、文化、風俗、そして文学芸術を理解する上で第一級の史料であることは言うまでもない。アプローチの仕方次第で、この新聞は、近現代フランスのさまざまな姿を示してくれることだろう。

すでにいくつかの試みは成されている。『「イリュストラシオン」そのものに歴史を語らせる』という観点からこの新聞を読み解き、19世紀人たちの社会的想像力の諸相を明らかにした小倉孝誠の著作、『19世紀フランス 夢と創造—挿絵入新聞『イリュストラシオン』にたどる』(人文書院、1995年)や、この新聞の創刊号から1900年までの日本関連記事を訳出し、当時のフランス人たちが日本という「異国」に向けた視線を浮かび上がらせた、朝比奈美知子の編訳になる『フランスから見た幕末維新「イリュストラシオン日本関係記事集」から』(東信堂、2004年)は、日本語で読めるその重要な成果だ。そしてこれらに続く鉅脈探しを行うのは、我々の仕事である。

久保 昭博(くぼ あきひろ)

1973年生まれ。関西学院大学文学部教授。専門は文学理論ならびにフランス20世紀文学。著書に『表象の傷—第一次世界大戦からみるフランス文学史』(人文書院、2011年)、訳書にレーモン・クノー『地下鉄のザジ』(水声社、2011年)などがある。

『イリュストラシオン』 図版解説

1843年の創刊以来ほぼ一世紀にわたって休むことなく刊行を続けた『イリュストラシオン』は、記事の内容もさることながら、媒体それ自体が歴史の証人である。ここでは出版技術の革新を示す図版とともに、本文中で触れることのできなかった19世紀後半から20世紀にかけてのこの新聞のいくつかの側面を紹介しよう。

カラー図版の出現

1884年、『イリュストラシオン』にカラー図版が登場した。右は1886年12月4日付のクリスマス特集号に含まれる《素敵なお瓶》と題された全面カラー図版。酒瓶から注がれるワインに目を細める老夫婦の姿がお祭り気分にあふれている。この号は、この種の全面カラー図版が7枚（うち2枚は見開き）掲載された豪華版となっている。



クリスマスのカラー図版 2284号 (1886.12.4)

写真の出現

19世紀前半に発明された写真は、イメージの歴史に革命的变化をもたらした。『イリュストラシオン』でも1853年に写真の複製画が、1884年からは実際の写真が登場する。とはいえ当初は画質が悪く、木版画のクオリティには対抗できなかったため、大々的にこの新技術が用いられるのはさらに後のこととなった。下はともに1905年の紙面に登場した日露戦争とロンドンの鉄道事故の写真。生々しさが伝わってくる。



日露戦争 戦場写真 3237号 (1905.3.11)



ロンドン チャリングクロス駅 事故 3277号 (1905.12.16)

海外事情

日露戦争もその一例であるが、『イリュストラシオン』は、創刊当初より海外事情を積極的に報道した。その中には北アフリカに関する記事のように、植民地支配と密接に結びついたものもある。これは「マレー諸島の舞踊と音楽」と題されたアレクサンドル・コーエンの記事と写真図版(1905年3月31日)。当時の人々の「未開」に対する視線と関心が見て取れる。



マレー諸島の舞踊と音楽 3292号(1905.3.31)

文化・芸術

本文中でも述べたように、文化・芸術欄は『イリュストラシオン』の主要な柱の一つであるが、1910年2月12日号は紙面を50ページに増量し、エドモン・ロスタンの戯曲『シャントクレール』特集を組んだ。以下の図版はこの劇作品のための登場人物(雄鶏が主人公)や舞台装置のスケッチならびに写真。有名作家の久しぶりの作品とあって、報道の力の入り具合が伝わってくるが、興行的には失敗であったとも伝えられている。



エドモン・ロスタンの戯曲「シャントクレール」掲載号 3494号(1910.2.12)

こんな風につかっています
私の電子情報活用事例

vol.5



教育学部教授
芝田 正夫

ネット時代のデータベース

—書誌情報からフルテキストへ—

現在、電子情報の活用というと、まずはネット上で検索できる各種データベースということになる。自身の利用だけでなく、学生に活用を勧めているデータベースについて書いていきたい。

いまさら、歴史的な変遷を考えてもあまり意味はないが、冊子型の各種書誌(たとえば『雑誌記事索引』)の時代から、書誌情報の電子的なパッケージ化がすすみ、やがてオンラインデータベースへ進化し、さらには全文データベース(フルテキスト)が普及したといった流れになるだろう。

たとえば、新聞記事については、原紙の保存からマイクロフィルムに代わり、今ではオンラインデータベースで多くの新聞の過去の記事を読むことが可能となった。学内のPCからは日本と海外の主要紙の創刊以来の記事を読むことができる。学生には、卒業論文のテーマを選んだ場合、まずは関連するキーワードで新聞の記事検索をしてはと勧められている。教育学部の場合、「いじめ」「体罰」「ゆとり教育」などで、新聞記事を時系列的に調べてみるのは、課題の大きな流れをつかむうえで有効だと思う。

国立情報学研究所(NII)のデータベースもずいぶん進化してきた。CiNii Articlesは論文検索には必須のデータベースである。大学図書館のガイダンスでも必ず紹介されている。さまざまな機関リポジトリなど外部のデータベースともリンクしており、フルテキストもかなりの割合で検索できる。ただ、学生は、どうしてもフルテキストとリンクされている論文のみを選んで読むことになってしまうという問題もある。便利さには勝てないということか。

また種々のデータベースを横断して検索できる横断検索(最初は奇妙なネーミングと思ったが)も広がってきた。「国立国会図書館サーチ」もそのひとつである。NDL(国立国会図書館)とNIIのHPは、学生にはかならずブックマークに入れておくようにと話すのだが、卒業論文を書く時期になるまでは、その効用を理解してくれないのが悩みである。

大学図書館に2015年度よりディスカバリー・サービスが導入された。KWEST(KWansei Gakuin Easy Search Tool)という名称だが、横断検索とOPACの発展系といったところである。自館のデータベース、商用データベース、オープンデータベースなどが同時に検索可能である。図書や論文はもとより、関連するさまざまな資料が検索できるし、全文データベースにもリンクされている。いずれは書誌学者ゲスナーの夢(『世界書誌』)がフルテキストも含めて実現するのだろうか。ただ、入手したい書誌情報やフルテキストに到達するには利用者側の工夫も求められそうである。

便利なツールが導入されるたびに、アナログ資料が大量にあるにも関わらず、学生がますます「電子化されたテキストがすべて」と思ってしまうのが、悩みの種である。



関西学院大学図書館ホームページ 調べる・探す
<http://library.kwansei.ac.jp/information>

大学図書館の新しい取り組み ディスカバリー・サービス KWEST 導入

大学図書館利用サービス課

大学図書館ではサービス向上のため、様々な新しい取り組みを行っています。下記に 2016 年 1 月から提供を開始したディスカバリー・サービス KWEST を紹介します。

Q. KWEST って何ですか？

A. KWEST (クエスト) は、KWansei Gakuin Easy Search Tool の略で、大学図書館がこれまで提供してきた「横断検索」に代わる新しい検索ツールとして登場しました。図書館が提供するさまざまな形態の資料や学術情報に簡単にアクセスできます。

Q. KWEST の特徴は？

A. 日本語も外国語も、オンラインもプリントも、図書のタイトルレベルも雑誌記事レベルも、出版物の形態も問わない、あらゆる図書館リソースを対象とした検索エンジンです。有料の Web データベース、電子ジャーナルや電子ブックのフルテキスト、図書館所蔵情報など、Google で検索できないデータ(深層ウェブ)も検索対象としています。「検索」というより、「探索」といえるでしょう。学術情報探索の最初の情報収集手段として用いれば効果的です。

Q. KWEST では具体的に何が検索できますか？

A. 2016 年 4 月時点で、KWEST で検索可能な範囲は次のとおりです。

- ▶ 関西学院大学 OPAC
 - ▶ CiNii Articles, JapanKnowledge Lib, 日経 BP 記事検索サービス、EBSCOhost など図書館が提供している Web データベース、電子ジャーナル、電子ブックなどの電子資料 (対応できないものもあります)
 - ▶ 関西学院大学リポジトリを含む各大学の機関リポジトリ
 - ▶ 世界中で提供されているオープンアクセスソース
- など

Q. KWEST を利用するメリットは？

A. 見たこともないタイトルの雑誌など思いもよらない文献が発見できたり、専門分野のデータベースには収録されていない周辺領域の学術情報を入手できる意外性もあります。検索の範囲を意識せずにワンストップで情報を収集するのに適しています。大学図書館ホームページからぜひご利用ください。



受賞者の声

優秀賞

百年経ったら

理工学部研究員 上野 遼太



このたびは優秀賞に選んでいただき、審査委員や関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

昔から物語を考えたり作ったりすることは好きだったのですが、その癖がこのように形になるとは思ってもみませんでした。これからも何か新しい物語を考えていこうと思います。

審査委員特別賞

時計

人間福祉学部4年 渡邊 みさと



この度は、審査委員特別賞をいただき、ありがとうございます。

中学生の時に病により、目が不自由になった私は、それまでの大切な人間関係に別れを告げなければなりません。そのことは、大きな苦しみでしたが、大学での友や師との出会いによって、新たな「時」が刻まれていることを実感できるようになりました。

そんな出会いの場である関西学院大学に感謝をこめて、当時と現在の思いを書き綴りました。大病の“その後”を生きる一人として、多くの人々に伝われば幸いです。

佳作

パラレルワールド
並行時空

社会学部3年 橋本 麻由



この度はこのような素晴らしい賞を頂きありがとうございました。

「あの時、別の道を選んでいたら」。そんな風に考えたことが、誰でも一度はあると思います。これは、「もうひとつの道を選んだ自分」と隣り合わせて暮らすことを強いられた少年の話です。

いちいち声を出していられない、だけれど確かに積もっていく負の感情を表現したくて書きました。作品のなかから、少しでも共感できる言葉を見つけてもらえれば嬉しいです。

審査委員講評

第16回 J.C.C. Newton 賞のテーマは「時(とき・ジ)」である。前年を上回る49編の作品が寄せられ、審査の結果、優秀賞、審査委員特別賞、佳作にそれぞれ1作品が選ばれた。残念ながら、最優秀賞に該当する作品はなかった。例年と比較して文章力、筆力はあがっている一方で、突出した作品がないというのが審査委員会の一致した意見である。

総評として、まずはテーマの捉え方について考えたい。今回、「時」というテーマに対して時空を超えたファンタジー、あるいは、SFというアプローチをとる作品が多く見られた。つまり、「時」をシンプルに捉える作品が多かったわけであるが、「時」から連想される言葉として、例えば、「追憶」や「忘却」など文学的なテーマを選択する可能性もあった。そういった作品がなかったことをいささか残念に思う。次に、人称と視点について述べたい。ほとんどの作品は一人称で、おそらくはハタチ前後の主人公に自分を重ね合わせて、主人公の目線で書かれている。若い諸君にとってその方が書きやすいということであろうが、今回は少々背伸びをした作品が出てくることを期待したい。

さて、優秀賞に輝いたのは、理工学部研究員、上野遼太さんの『百年経ったら』である。

遠い昔に母から聞いた話という前置きの後、物語が始まる。中心人物は幼い少女(主人公の母親)と初老のホームレスである。まず、若い書き手が年老いた男性を書いているという点が評価された。等身大の自分を語るのは容易い。しかし、自分よりもずっと年が上の人物を書くためには、多くの小説を読み、想像力を働かせ、あらゆる人の立場、気持ちに立つ、つまり、繰り返し自己を相対化させる作業が必要になる。この点から、同作品は意欲的であると認められた。また、一部の言葉についてはより適切な表現があったとの指摘がなされたものの、全体的に言葉に対する感性が細やかである点も評価された。ただし、前半のリアリズムがよかつただけに、物語が最後にSFに転じる点は惜しまれる。

審査委員特別賞に選ばれたのは、人間福祉学部4年生、渡邊みさとさんの『時計』である。応募作品の中でも数少ないエッセイでの受賞である。作者の書かずにはいられない、書こうとした切実さがひとと伝わる作品である。主人公の友人に対する思いや心の葛藤が素直に書かれている。ただし、6000字弱という短い作品の中にテーマが二つ(「友人達の時間・私の時間とのずれ」と「私の生きている時間」)あるのが気になる。どちらかに絞れば軸のある作品になる。

佳作に選ばれたのは、社会学部3年生、橋本麻由さんの『並行時空(パラレルワールド)』である。片やエリート、片や不良という別な人生を送ることになった双子の物語。主人公である弟の時間、そしてその兄の時間という、複数のパラレルに並んでいる時間を構成しようとした試みがユニークである。ストーリーはありがちであるが、テーマに向き合って構成を考えているところがよいと評価された。

次回も幅広い層からの応募作品を期待したい。次回のテーマは「水(みず・スイ)」である。

(大学図書館副館長 西村智)

※学部・学年・職名等は2015年度のもの

香港の大学図書館の動向

大学図書館利用サービス課総合主管 魚住 英子

筆者は、2014年11月24日から29日までの6日間、私立大学図書館協会国際図書館協力委員会が募集した海外集合研修に参加して、香港の大学図書館4館を訪問した。訪問先では、図書館見学はもちろん、事前に図書館業務に関する質問として送った事項について、担当するライブラリアンから講義を聴いてディスカッションをする機会も多数あり、非常に有意義な研修となった。その成果は、筆者を含む研修参加者3名の共同執筆による報告書として、私立大学図書館協会のホームページで公開されている¹。また、2015年8月末に開催された第76回私立大学図書館協会総会・研究大会にて口頭発表を行った²。

ここでは、筆者が香港の大学図書館で見聞した多くのことから、蔵書構築におけるトレンド、学修支援の取組み、そして香港の大学図書館間協力の現状の3項目を紹介したい。

1. 香港の大学および大学図書館事情

筆者たちが香港を訪問した2014年秋には、香港の動向が日本の新聞やニュースで頻繁に報じられていた。香港特別行政区の行政長官選挙をめぐる中華人民共和国政府の方針に反発したデモ隊は、同年9月末から香港中心部を占拠して抗議行動を展開していた。「雨傘革命」と呼ばれるこの大規模な抗議行動は、大学生が中心で、暴力に訴えなかったのが特徴である。11月末にはかなり沈静化していて、大学では普通に講義が行われていたが、訪問した4大学のあちこちで「我要真普選」というスローガンが描かれた横断幕やポスター、支援物資の山を見かけた(図1)。

香港は1997年にイギリスから中国に返還されたが、それまでの長いイギリス植民地時代の名残で、現在も英語は中国語とともに公用語である。また、特別行政区として行



図1 複数のキャンパス内で見かけたデモを支持する横断幕や支援物資

政や司法などで独自性を保っており、中国本国とは異なる資本主義経済活動が継続していて、通貨も植民地時代から変更されていない。

このような香港では、香港政府の認可および資金援助を受けている公立の大学が8校あり、香港大(HKU)が2015/16の英国Times Higher Educationの世界大学ランキングで44位、香港科技大(HKUST)が59位に入るなど、全般的に研究・教育水準は高い³。しかし意外なことに、香港大と香港中文大(CUHK)以外の6校は、大学への昇格あるいは創立自体が1980年代以降と歴史は新しい。また、ごく最近に香港の教育制度が大きく変更されて、大学課程はそれまでの3年(中等教育のあとに大学予備課程が存在していたため)から4年制となり、2012年秋にどの大学でも学生数が約30%増加した。

筆者たちは、公立大8校の内、香港大、香港理工大(PolyU)、香港城市大(CityU)、そして香港科技大の4大学の図書館を訪問した(図2)。これらの大学では、一部の講義を除き、教養科目も専門科目もすべて英語で講



図2 香港における公立8大学の所在地 (左下は空港)

義が行われ、学生が提出する課題などもすべて英語である。そのため、図書館も英語の文献やデータベースを主に購入・契約している。また、図書館内のサイン、ホームページを含めた広報物、e-learning 教材などはすべて英語表記になっている。図書館に勤務しているフルタイムの職員は、英米加の大学院での図書館学の修士号以上の学位を持つ専門職としてのライブラリアンと、補助的・定型的業務を担当するアシスタントとで、明確に職務や待遇が分かれている。そして、パートタイムのスタッフや学生アルバイトも含めてすべて直接雇用である。そのため、日本の大学図書館界ではもはや珍しくない外部業者への業務委託や人材派遣は、4館ともに導入していない。

2. 蔵書構築におけるトレンド

先述のとおり、2012年秋から学生が大幅に増加したため、4大学ともに既存の図書館内に多くの学生用の閲覧席を設ける必要性に迫られた。そこで、電子ジャーナルが普及したために利用されなくなった製本雑誌などを書庫に移すか除籍したうえで、それらが配架されていた書架を撤去して、閲覧・学習エリアを拡充するなどのリノベーションを行った。その結果、どの図書館でも、館内の一等地はラーニング・コモンズのようなアクティブ・ラーニングが可能なスペースとなり、冊子体の図書や雑誌はアクセスが不便なエリアに追いやられている。香港の大学では、米国などと同様に、図書館は物理的に図書や雑誌を利用する場所という機能がもはや主流ではなくなったような印象を受けた。

この筆者の印象は、各図書館で収書方針の説明を聞いて確信が変わった。どの図書館でも“E-preferred”という方針を打ち出し、電子資料の収集を優先しているのである。図書資料費の予算配分において、香港大、理工大、城市大の3図書館で、電子ジャーナルや電子ブックの購読に約8割を割り当てていて、冊子体の図書や雑誌の購入費は全体の2割程度に抑えられている。さらに顕著な例では、理工系分野と経営学に特化した科技大においては、データベースを含めた電子資料と冊子体資料の予算配分比は実に9:1である。同館では2013/14予算年度における図書資料費総額に占める冊子体の図書購入に充てる予算はわずか6.9%にしか過ぎなかった(図3)。参考までに、科技大(学生数約13,500人)の図書館における2015年10月段階での冊子体図書の蔵書数は約724,000冊で、電子ブックは約292,000タイトル、電子ジャーナルは約43,000タイトルである⁴。このように“E-preferred”を推進できるのも、どの図書館も電子出版が進んでいる英語資料が収書の主対象であるためと言えよう。一方、関西学院大学図書館で



香港科技大図書館の“E-preferred”の収書方針について、担当のライブラリアンから説明を受ける

図書	電子ブック	11.6%
	冊子	6.9%
雑誌	電子ジャーナルのみ	57.4%
	電子+冊子併用	0.5%
	冊子のみ	1.3%
データベース		19.8%
AVなどの他のメディア資料		2.5%
合計		100.0%

香港科技大における2013/14年の図書資料費予算の資料種別配分

図3 香港科技大学図書館での講義(表はスライドに投影された数字を基に筆者が作成)

は、日本の出版事情もあって、まだまだ冊子体の日本語図書や雑誌が収書の中心である。ちなみに、当館の予算配分では、電子資料と冊子体資料の比は6:4程度となっている。

蔵書構築の方針が電子資料優先というだけでなく、電子ブックの選書手段もオンライン主体である。具体的に電子資料の購読について話を聞いた理工大と科技大では、Patron-driven Acquisition (PDA) あるいは Demand-driven Acquisition (DDA) と呼ばれる電子ブックの選書システムを導入している。このシステムは、すでに米国の大学図書館では一般的で、各図書館の選書基準にあてはまる電子ブックの大量の書誌データを出版社が無料で提供して、その図書館のディスカバリー・サービスや OPAC で検索できるようにし、利用者は検索して表示された書誌データから電子ブックの目次や本文を閲覧できる。その利用実績に応じて、図書館はそのタイトルを購入するしくみである⁵。科技大では、異なるベンダーが提供する3種類のPDAのシステムを2012年秋から順次導入したところ、電子ブックのアクセス件数が急激に増加するようになった。また、利用者が求める電子ブックを購入することができるようになったことで、限られた資料費の有効利用につながっている⁶。

電子ブックは物理的に書架に並んでいないため、利用者にどのようにその存在を知らしめるかは難しい課題である。OPAC やディスカバリー・サービスの検索結果から本文へのリンクを整備するのはもちろんのこと、「こんな本がオンラインで読むことができる」と広報も行っている。例えば、城市大では、図書館入口付近の壁面に設置されたデジタルサイネージで電子ブックの新刊案内を表示していた(図4)。また、科技大では、図書館ホームページ上の“Collection Highlights”というセクションで、ライブラリアンたちが毎



図4 香港城市大学図書館では広報手段としてデジタルサイネージを活用

月テーマを決めて、そのテーマに関する冊子体図書と電子ブックなどを短い書評をつけて紹介したり、新着情報を“Readers Alert”として月2回程度全教職員と学生にメールで配信したりしている。

3. 学修支援の取組み

筆者たちが訪問した4大学図書館ではどこも、ラーニング・コモンズか同様の機能を持つエリアが直近3年以内に設置、あるいは整備されている。

例えば香港大では、既存の中央図書館の3階すべてを“Level 3”という名称のラーニング・コモンズに改修した。そこには、Technology Zone, Collaboration Zone, Study Zone, Breakout Zone, Multi-purpose Zoneの5つのセッションがあり(図5)、個別学習からグループでのディスカッ

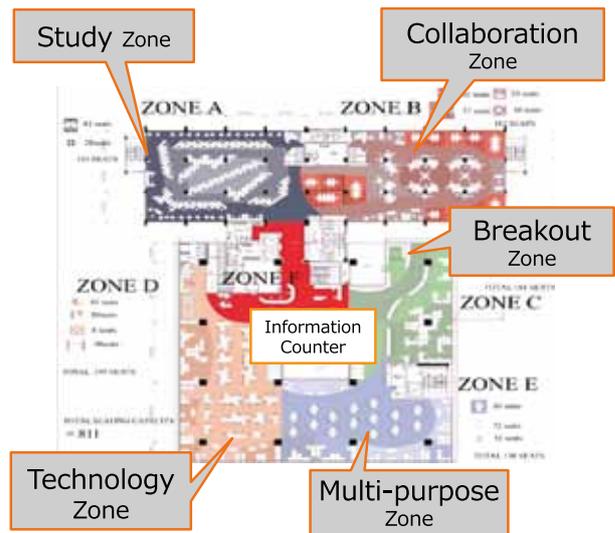


図5 香港大学図書館内のラーニング・コモンズ Level 3 のゾーン配置

ション、IT 機材や各種ソフトウェアを用いたプロジェクト課題まで、あらゆる学修スタイルに対応した機器と設備を備えている(図6)⁷。“Level 3”内に設置された数多くのパソコンやグループ閲覧室、キャレルはすべてスマートフォンやパソコンから予約可能で、空き状況が表示されたモニターも設置されていた。また、中央部に配置された Information Desk では、担当のライブラリアンやアシスタントが、レファレンスサービスや IT サポート、個別の研究支援などのきめ細かい対応をしている。筆者たちがこの“Level 3”を訪問



図6 Level 3 各ゾーン

したときには、多くの学生で混み合っていて、個別あるいはグループで熱心に勉学に励んでいる様子が見られた。なお、香港大では、図書館外にも別部署が管轄している大きなラーニング・コモンズがあり、さらに Student Lounge という学生が自習などで利用できる小部屋が学内の至る所に点在しているとのことである。

香港科技大でも、図書館内にラーニング・コモンズを設置して、そのエリアだけは学期期間中 24 時間開室して学生のニーズに対応している。香港大の“Level 3”と同様のゾーンや機能を備えただけでなく、中に Creative Media Zone というテレビスタジオや AV 編集室、簡易製本やポスター印刷などができる機器類が設置された Graphic Workshop を備えたゾーンがある(図 7)。図書館内であるにもかかわらず、



図7 香港科技大学図書館内のラーニング・コモンズの各ゾーン

らず、学部・研究科やキャリアセンターなどの他部署がラーニング・コモンズの施設を利用して、学生向けのさまざまなサービスやプログラムを提供している。

施設・設備だけでなく、どの図書館でも対面型・非対面型両方の学修支援に積極的に取り組んでいる。対面型としては、ライブライアンが実施する情報リテラシー教育やワークショップが挙げられる。授業と連携したもの、個人で自由に参加できるものなど数多く提供され、大学院生向けのプログラムも充実している。4 大学図書館に共通して、剽窃の防止や正しい引用ルールを教えることを重視していると聞いた。一方、非対面型としては、数多くのオンラインチュートリアルや e-learning 教材を自前で作成して、図書館のホームページや YouTube (科技大) で提供している。さらに、各学部や専門分野に特化した学術情報の探し方を案内したりサーチガイドも併せてホームページ上に用意している。また、4 大学中 3 大学で、WhatsApp と呼ばれる、SNS で気軽にライブライアンに質問や相談ができるアプリを導入していた。

最後になるが、学修支援の取組みで非常にユニークだと感じた香港理工大の READ@PolyU というプログラムを紹介したい。これは 2011 年にスタートした学部新入生を対象としたプログラムで、「(共通の本を読むことで、) 新しい環境において新入生同士で共通の経験をシェアし、コミュニティ形成の感覚を育むとともに、大学でのアカデミックな生活への導入となる⁸⁾」ことを目的として、図書館と English Language Centre が中心となって実施している。筆者たちが訪問した年は、*The Boy in the Striped Pyjamas* というユダヤ人迫害をテーマにした小説が指定図書に選ばれて、新入生の希望者に無料配布された。その後、その指定図書に関連する様々なイベントが 1 年間を通して実施された。具体的には、ディスカッションセッション、指定図書に関する展示やセミナーの開催、ホロコースト映画の上映、著者とのトークセッション、ライティング指導のワークショップが順を追って開催され、新入生が応募するエッセイコンテストで締めくくられた(図 8)。優勝者には iPad が贈られたとのことである。このプログラムは理工大の全学的な協力の下で実施されていて、企業からの寄付もあり、指定図書 3000 冊を購入して無料配布することが可能となっている。まだ歴史は浅いが、図書館を中心とした関係部署の努力



図8 香港理工大学図書館のイベントREAD@PolyUの広報チラシ(表・裏)

により、現在では理工大の新生の約80%が参加する人気プログラムになっている。論文やエッセイのコンテストを図書館が主催するのは珍しいことではないが、そこに至るまでの数々のイベントの実施や、新生にライティング指導まで提供する姿勢は先進的である。

4. 香港の大学図書館間協力

筆者たちが訪問した4大学を含む、香港政府の資金援助を受けた8大学の図書館は、JULAC (Joint University Librarians Advisory Committee) という図書館協力組織を結成して、積極的に活動している。現在JULACでは12の委員会が設置されていて、ライブラリアンやスタッフの研修、図書館協同システムの構築、著作権やメディアへ

の対応、資料の共同利用など多岐にわたり協力関係にある⁹。その中で、図書館の資料に関しては、3つの柱—「資料の構築」、「資料の共有」、そして「資料の保管」で協力を推進している。

まず「資料の構築」に関する活動としては、12の委員会のひとつである“Consortial”で、電子資料やデータベースなどの購読においてコンソーシアムを結成して、出版社や流通業者との契約条件や価格の交渉を行っていることが挙げられる。コンソーシアムにはJULAC加盟館以外の小規模なカレッジやマカオの教育機関にも参加を促している。先述のとおり、香港の大学図書館は英語資料が中心かつ“E-preferred”の方針であるため、電子資料を中心とした資料構築のための活動を推進している。

次に「資料の共有」として、図書館間相互利用をさらに



JURA完成予想図



JURAの建築予定地は8大学のほぼ中間

図9 JULAC 8大学の共同書庫 JURA の建設計画

発展させた活動を展開している。加盟 8 大学の構成員の希望者に JULAC 共通のライブラリーカードを発行して、それを持参すれば他大学の図書館に自由に入館し、閲覧や館外貸出ができる。また、HKALL というオンライン共同目録システムを構築・公開して、どこにどのような資料が所蔵されているかをワンストップで検索可能なサービスを提供している。教員や学生は HKALL で検索して冊子体図書が自分の所属大学図書館で所蔵されていない場合、他大学から自館に無料で取り寄せる手続きをそのままオンラインで行うことができる。

最後の「資料の保管」について、JULAC が進めているプロジェクトは JURA (Joint Universities Research Archive) という共同書庫の建設計画である (図 9)。巨大な自動化書庫 (計画では最大収容可能冊数 995 万冊) を香港政府に建設してもらって、利用がほとんどされなくなった冊子体資料を 1 部保管して、8 大学で共有する。どこかの図書館が 1 部を JURA に収めたら、他の所蔵館はその資料を除籍してもよく、もし教員や学生がその資料の利用を希望した場合は、HKALL から請求すれば、JURA から出庫して請求者の所属大学図書館に送付するという運用をする予定である。現在この JURA の建設計画は政府の公共事業審査の段階で、認められて予算がつけば着工する予定である。なお、JURA の建設決定を待たずして、すでに 8 大学図書館間で製本雑誌の分担保存は始まっている。

JULAC が図書館サービスのさまざまな側面で協力関係を推進できるのは、地理的にコンパクトに 8 大学が集中しているという利点だけでなく、それぞれの館のノウハウや人材、資料、資金を持ち寄ることで、単独館ではできないようなサービスを提供し、8 大学全体で図書館の利便性を向上させようというライブラリアンたちの強い思いがあるからこそという印象を受けた。

筆者は、2014 年の香港だけでなく、これまでもアメリカの複数の大学図書館の訪問やインターンシップの経験がある。このような経験を積み重ねるたび、やはり他の図書館を見て、そこで働く人と業務の話をする中で、新たな知見を得ることができると感じてきた。他館の取組みを見て、自館の状況と比較し、自館が足りないところは改善で

きるかを考えるきっかけにもなる。もちろん言語や文化の違いなどで全く参考にならないこともあるが、それはそれで異文化への理解が深まったと前向きに捉えることができる。

このようなことを、2015 年 12 月に講師として招かれた大学図書館職員向けの研修で、国公私立大学図書館に勤務する若手職員に話して、日常業務に埋没するのではなく、自館の外にも目を向けるように奨励した。

¹ 嶋田有理香, 魚住英子, 山本祐実. 「2014 年度海外集合研修報告書」
http://www.jaspul.org/ind/asset/docs/shugo_report2014.pdf (オンラインアクセス 2015/12/16)

² 口頭発表の内容および投影したレジュメは、魚住英子, 山本祐実, 嶋田有理香. 「2014 年度海外集合研修報告」として『私立大学図書館協会報』145, 2016, p. 83-97 に掲載されている。

³ Times Higher Education, “World University Rankings 2015-2016”.
https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings/2016/world-ranking#!page/0/length/25 (オンラインアクセス 2015/12/16) ちなみに、このランキングで東京大学が前年の 23 位から 43 位にダウンしたのが話題となった。日本の大学は 100 位以内にあと京都大学 (88 位) が入っている。

⁴ “Statistics: Collection (October 2015)”, The Hong Kong University of Science and Technology Library.
http://library.ust.hk/info/statistics/collection.html (オンラインアクセス 2015/12/23)

⁵ 小山憲司. 「利用者要求にもとづくコレクション構築: 大学図書館における電子書籍を対象とした PDA を中心に」『カレントアウェアネス』313, 2012, CA1777, p. 18-21.
http://current.ndl.go.jp/cal1777 (オンラインアクセス 2015/12/23)

⁶ Kwak, C.S.Y., et.al. “Demand-driven Acquisition at HKUST Library: The New Normal.” *Interlending & Document Supply*, 42, 2014, p.153-158. [DOI: 10/1108/ILDS-09-2014-0046]

⁷ “Main Library Level 3”, The University of Hong Kong Libraries.
http://lib.hku.hk/level3.html (オンラインアクセス 2015/12/23)

⁸ “Why READ@PolyU?” を筆者が日本語訳した。
https://www.lib.polyu.edu.hk/read/ (オンラインアクセス 2015/12/23) なお、2015/16 の指定図書は、*The Fault in Our Stars* というガンと闘う 17 歳の少女のロマンスを描いた小説で、展示やセミナーなどはガンに関するもののである。

⁹ JULAC の諸活動に関する説明は、JULAC の代表である香港大学図書館長の Peter Sidorko 氏の講義と JULAC のホームページに基づく。
http://www.julac.org/ (オンラインアクセス 2015/12/23)



運営課からみる大学図書館

大学図書館運営課業務担当 木瀬 洋美

はじめに

私は2013年4月に関西学院に入職し、大学図書館運営課で働く入職3年目の図書館員である。

私は学生時代、神戸三田キャンパス図書メディア館を利用していた。あまり資料を借りることは多くなかったが、学生団体に所属しており、オープンキャンパスに来る高校生や、入学したばかりの1年生を連れて図書メディア館の案内ツアーをおこなっていた。そのため、普通の学生よりは図書館のことを知っていてもよいところであったが、私が入職前にイメージしていた図書館員の仕事といえば、本の貸出をしたり、返却された本を書架に戻したり、という誰もが思いつくものだけであった。

その頃はまさか自分が図書館で働くことになるとは想像もしていなかったが、そんな私も図書館員3年目となり、様々な業務を通して大学図書館の重要性を日々実感している。たった3年間の短い経験ではあるが、運営課という裏方部署から見てきた大学図書館の仕事というものをここに書いていきたい。

担当業務から見る運営課

西宮上ヶ原キャンパス大学図書館は、利用サービス課と運営課の2課で構成されており、利用者対応等をおこなう利用サービス課を「表」とするならば、図書の収書や整理等をおこなう運営課は「裏」である。私は運営課に配属されて、まずその人数の多さとバックヤードの広さに圧倒されたのを覚えている。ここだけで、選書をするところから利用者が使える状態にするところまですべておこなう、しかも



そんな専門的なことを職員がおこなっているなんて!ということが何よりも驚きだった。同時に、何の知識もない自分にもこの専門性が求められるのかと不安に思った。

私はこの運営課で、発注・受入業務をメインに、そのほか学習選書(学生向け学習用図書を選定する業務)や、電子情報管理を担当している。最近では課の垣根を越えて広報業務、レファレンス、利用教育の検討といった業務もおこなっている。

学習選書では学習や研究に使われる一般的な国内新刊図書の選書をおこなう。図書館の資料を選ぶ重要な業務である。いつも自分が良かれと思って選んでいるものでも、本当に使われる図書なのかと迷うことが多くある。11学部もあればそれだけ研究分野も多岐にわたり、その中で自分が知っている分野なんてほとんどない。もちろん図書館の購入傾向から判断することもできるが、先輩職員をみてい

ると、「こういう分野は〇〇学部でやっている」とか、「最近このトピックが多い」とか、いろんな情報を持って必要な資料を選んでいる。図書館員は情報を扱う者として、幅広い知識を持ち、時事やトレンドなどにもアンテナを張っておかないといけないと考えさせられている。

発注・受入業務においては、各部局から依頼された専門性の高い資料を発注している。発注前には必ず重複がないか調査して、それぞれ適切な書店に発注するのだが、この重複調査ひとつにしても慎重を要する作業である。高額な資料であればなおさらだ。例えば、タイトルは同じなのに違う出版者から出ている・・・出版者もページ数も同じだけどタイトルが微妙に違う・・・など、現物が手元にない状態でデータだけを見て判断することが難しいものもある。外国語の資料にいたっては、どれがタイトルでどれが出版者なのか分からないということもよくある。こういったときに、資料の出版についての知識や、目録データを読み取る知識の必要性を感じるが、自分の未熟さを痛感することが多い。ここでの業務は資料を発注して受入れてという単純な作業であるが、各学部の教員が選んだ資料が見られるので、「この学部はこういう研究をしている先生がいるのか」とか「この学部は図書より電子資料が多いな」など、様々な発見がある。こういう気付きがあるのも、運営課ならではである。

おわりに

昨今、図書・資料費の削減や、業務委託による専任職員の削減が図書館界でも増えている中で、関学図書館はこれだけの人数を維持することができているということは、とても有難いことだと思う。また、専任職員、非専任職員を問わず専門性の高さを維持できているのも、長年の積み重ねがあつてこそである。

ただ、運営課業務のほとんどが利用者対応のない業務なので、私自身やはり利用者のことを忘れがちになってしまっていた。毎日図書館で働いているにも関わらず、図書



館の開館時間や、図書の貸出期間、パソコンがある場所すらろ覚えだったほどだ。また、これまで自分が発注した図書についても、納品され検品し受入れて次のパートにボタンタッチする、というところまでしかその図書への意識が行き届かず、気にかけてもせいぜい運営課での図書の整理が終わるところまでだった。電子資料についても、発注して利用可能な状態にし、支払伝票を処理したら自分の中では完結してしまっていた。

しかし最近では、冒頭でも述べたが、レファレンス業務など利用者対応も担当するようになり、この意識に変化がでてきた。利用者対応をする中で、図書や電子コンテンツがどのように利用者に提供されているかをみることができ、点と点がつながり線になっていくように、自分のこれまでの業務が利用者につながっていることを感じる事ができた。「表」の仕事を経験することで図書館員としての視野が広がったように思う。

運営課の仕事は、学生時代の自分もそうだったように、利用者からは全く見えない仕事である。しかし、どの仕事をとっても図書館が機能していくうえで必要不可欠なものだ。運営課の仕事は、利用者が不自由なく学習、研究できるよう、迅速かつ正確に図書・資料や電子資料の利用環境を整えることである。これからも、大学の学問を支えている図書館で働いている自覚を持ち、影ながら利用者をサポートできるようもっと知識を深めていきたい。

(筆者の所属は2015年度のもの)

専門知識を活かした職員の館外活動

大学図書館長 田和 正孝

図書館職員の多くは、図書館業務の専門家として、キャンパス内外のさまざまな要請に応えています。2015年度の活動の一部を以下に紹介します。

大学授業・研究会その他の講師

◆ 本学授業等

「学校図書館メディアの構成」(春学期)

有川浩 神戸三田分室総合主管

「情報メディアの活用」(秋学期)

魚住英子 利用サービス課総合主管

「日本史学史料研究C I」(春・秋学期)

羽田真也 利用サービス課嘱託職員

同志社大学授業「情報サービス演習 I」(秋学期)

魚住英子 利用サービス課総合主管

◆ 第76回私立大学図書館協会・研究大会

2014年度海外集合研修報告

魚住英子 利用サービス課総合主管

◆ 東京大学／京都大学・国立情報学研究所

大学図書館職員短期研修 講師

魚住英子 利用サービス課総合主管

井上昌彦 神戸三田分室課長補佐

各種委員

大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議

大学図書館コンソーシアム連合運営委員会委員

機関リポジトリ推進委員会委員

安本裕和 事務部長

兵庫県大学図書館協議会副会長館・会計館委員

安本裕和 事務部長

服部耕一郎 運営課長

私立大学図書館協会 協会賞審査委員会委員

渡部信吾 利用サービス課長

国立国会図書館 レファレンス協同データベース

事業企画協力員

井上昌彦 神戸三田分室課長補佐

和泉市史編さん調査執筆委員

羽田真也 利用サービス課嘱託職員



平成27年度「大学図書館職員短期研修」講義風景



関西学院大学図書館報『時計台』No. 86

2016年4月1日発行

編集・発行 関西学院大学図書館

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

TEL (0798) 54-6121

<http://library.kwansei.ac.jp/>
(ホームページ掲載)

デザイン・印刷 兵田印刷工芸株式会社

関西学院大学図書館報『時計台』

時計台

No. 86
2016 APR.

表紙解説

トットル版『マグナ・カルタ及び新・旧制定法令集』
(1576年) 他

KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY

impriſoned, or
liberties or free
or any waies de
n him, nor deale
ent of his peeres,
ll not ſell to any
re any man, Ju
ap. 29. Anno 9.

all be attached by
udged of life nor
, goods nor cat
gainſt the ſome
the land. Anno

7. The ſh
8. The ſh
9. The ſh
The genu
unfold how
Parliament

C N
Attached and
1. No man
on to the kin
god, and la
other parts o
ment, &c. quo

W. R. ca. 15.
43. All p. 2 r
e this branch
agna Charta,
other Statutes
ited, nota
, the uſurpati
o an advow
is within this
5. E. 3. cap. 9.
E. 3. cap. 4.
E. 3. 22
2. No man
b Hereby
ſeiſed into th
land; No
of his gods,
c A cuſtom
peeres, that
ſame until l